平成３０年第３回　飯塚市議会会議録第２号

　平成３０年９月７日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第４日　　９月７日（金曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。１３番　守光博正議員に発言を許します。１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回は学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保について、小児がんの早期発見についてをしたいと思います。

　初めに学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保についてですが、皆さん御承知のとおり、本年の６月１８日午前７時５８分、大阪府北部を震源とするマグニチュード６．１の地震が発生、大阪市北区や高槻市、茨木市など５市で震度６弱を観測して、大阪府で震度６弱を観測するのは、１９２３年に気象庁で観測を始めてから初とのことであります。今回の地震発生は、ちょうど朝の通勤通学の時間帯でした。大阪府高槻市立寿栄小学校では通学路脇のプールのブロック塀が地震の影響で崩壊、登校中の女子児童が下敷きになって亡くなられております。この高槻市の防災アドバイザーの吉田氏によりますと、この事故は、本当は防げた事故なのではなかったのかとも言われております。高槻市によりますと、塀は高さ約３．５メートル、そのうち、つけ足された高さ約１．６メートルのブロック部分が幅約４０メートルにわたって倒壊し、ブロック塀は建築基準法の規格、高さ２．２メートル以下などに適合しておらず、同市は違法建築物であったことを認め、謝罪をしております。事故前は近所の人から肯定的に受けとめてられていた塀でありましたが、実はこの吉田さんが危険性を指摘していた２０１５年１１月、同校で防災教室を行った際に、約３年前なんですけれども、プールのブロック塀は危ないだろうと校長に直接伝えておりました。口頭だけではなくて、同年の１２月７日には、１枚の書類にまとめて学校あてにメールしております。しかし、学校側から改善の報告はありませんでした。学校は翌１６年２月に市教育委員会に壁の安全性の確認作業を依頼、ただし、正式な依頼ではなく、別の用事で同校を訪れた職員に頼んだだけで、目視とハンマーで塀をたたくなどして確認、安全だと判断をされております。安直な安全宣言を真に受けた学校は、市教育委員会に正式な報告を上げておらず、診断した職員は建築士などの資格を持っていなかったとありました。

そこで、まずお聞きしたいと思いますが、この痛ましい事故を本市の教育委員会としてどのように受けとめられておるのかお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　教育長。

○教育長（西　大輔）

　大阪の地震によりまして、小学校の児童がとうとい命を失ったことにつきましては、大変痛ましく思っております。ブロック塀を含め、学校敷地内及び通学路の安全確保に向けて、これまで以上にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。９月６日には北海道においても震度７の大地震が起こり、いつ、どこで大きな地震が起こるか、私自身が危機感を持っているところでございます。飯塚市でも大阪や北海道で起こった規模の地震が発生した場合、それを想定して、より一層の児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。あわせて各学校におきましては、さまざまな災害を想定した防災教育の充実を図っていかなければならないというふうにも考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　よろしくお願いいたします。では次に、今回の事故を踏まえて、国、文科省から何らかの動き、調査依頼があったと思われますが、どのような内容だったのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　大阪北部における地震によりまして、小学校に設置されたブロック塀が倒れ、登校中の児童が命を失うという痛ましい事故の発生を受けまして、文部科学省からは、平成３０年６月１９日付で、学校におけるブロック塀等の安全点検等を行うよう指示する文書が都道府県、指定都市教育委員会に通知され、同文書は平成３０年６月２１日付で、福岡県教育委員会から各市町村教育長宛てに通知をされております。その内容は、学校におけるブロック塀について、ブロック塀等の安全点検を実施し、耐震対策の状況や劣化、損傷の状況を調査すること、また、問題のある箇所については速やかな注意喚起、安全対策の実施を求める内容でございました。

なお、福岡県教育委員会からは、これとは別に６月１９日付で、敷地のブロック塀やれんが塀の早急な点検及び改善を行うことなどを求める文書が発出されておりました。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ご答弁にもありましたように、平成３０年６月１９日付で学校におけるブロック塀等の安全点検等を行うよう指示が各都道府県へ、またそして、６月２１日付で県の教育委員会から各市町村の教育長宛てに通知がされております。

では、その調査対象となる学校施設は何校あったのか、また、幼稚園や保育園等も含めて本市の調査対象施設はどのくらいあったのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　本市教育委員会におけます調査対象は、本市が設置いたします小中学校が対象となりますので、学校数では、小学校１９校、中学校１０校の２９校となります。また、本市としての調査対象施設でございますが、文部科学省からの通知では、学校教育施設を対象とした通知でしたが、福岡県からの通知もあり、幼稚園、保育園も含め、市内全ての施設に対して、各所管施設の点検を行うよう、建築部局からの指示があっていたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　小学校が１９、また中学校が１０の計２９校とのことですが、確認でありますが、県からは、幼稚園、保育園も含めて、市内全ての施設に対して、各所管施設の安全点検を行うよう、建築部局から指示があったとのご答弁でありましたが、今回調査したのは２９校なのか、幼稚園と保育園は実際は調査をされたのか、されなかったのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　保育園、幼稚園等の施設の調査につきましては、所管課からの依頼により調査を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では、今回の調査で安全性に問題のあった学校施設は、実際、何校あったのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　当初の調査におきましては、小学校で３校、また中学校で３校、それから小中一貫校で１校の計７校に、控え壁がない、また、高さが２．２メートルを超えているなどのブロック塀が見つかりましたが、その後の詳細調査によりまして、そのうち２校につきましては、設置基準を満たしていることがわかりましたので、最終的に問題があると判断されたブロック塀があった学校は５校となっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では次に、法定点検の対象外の施設は、今回の調査施設の中にはあったのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　建築基準法の第１２条第１項には、建物の劣化の状況などの調査を定期的に実施し、その結果について報告が義務づけられている建築物が規定されておりますが、飯塚市立小中学校におきましては、この法定点検が義務づけられている施設には該当いたしませんので、全て法定点検の対象外の施設となっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　すみません、ちょっと一つ前の分を飛ばしたんですけれども。ちょっと確認ですみません、今回の調査点検は何の基準に基づき実施されたのか。戻ってすみませんけど、お答えをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

今回の調査点検でございますが、先ほど申し上げました平成３０年６月１９日付の文部科学省通知文書では、平成２０年３月１０日、国土交通省告示第２８２号に定められる判断基準に基づき、安全点検を行うように求められておりました。実際の点検に際しましては、建築士資格を持ちました職員がその基準に沿って実施をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ご答弁で、今回の調査施設は全て法定点検対象外だったとのことでありますが、学校保健安全法には、学校設置者は児童生徒の安全確保のため、事故や災害による危険を防止できるよう施設の整備等必要な措置を講ずること、第２６条です。また、校長は学校施設に安全確保上の支障がある場合には遅滞なく必要な措置を講じ、また学校の設置者に対してその旨を申し出ることとありますが、対象外の施設の安全確保については、今後どのようにされるのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　本市の市立小中学校は、先ほどご答弁申し上げましたとおり、その全てが法定点検の対象外施設ではございますが、文部科学省からは、学校施設について、施設の外壁剥離や老朽化等に起因する事故が発生していることから、維持管理を徹底するよう注意喚起の文書が繰り返しなされておりました。また、本市といたしましても、児童生徒の安全を守るため、危険箇所の早期発見に努めることを目的に、学校施設安全点検マニュアルを作成しておりますので、これに基づいた点検を年２回、各学校において実施し、施設の維持管理に努めております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では次に、先ほど、調査結果で問題のある学校施設は最終的には５校とのことでありましたが、その問題のあるブロック塀等の工事着手までの間の安全確保についてはどのように考えておられるのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　問題のありましたブロック塀等の撤去、改修までの間の安全確保についてですが、工事着手までの間は、付近への立入禁止措置、または注意喚起等の表示をしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では、児童生徒への周知及び指導等についてはどのように行うのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　先ほど申し上げましたとおり、撤去・改修予定の学校のブロック塀は、立入禁止措置または注意喚起等の表示がなされているものの、児童生徒が近づく恐れがございますので、児童生徒の集会及び各学級におきまして、なぜ危険なのかなどの意味を伝えながら、教師のほうから丁寧な指導を行っております。撤去・改修中の学校につきましても、同様の対応を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では、ＰＴＡ等への周知についてはどのようにされるのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ＰＴＡ等の周知につきましては、撤去・改修中及び改修予定の学校につきましては、学校通信などで保護者の方々にその状況をお伝えしております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　最終的な工事完了までの安全確保についてはどうされるのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　先ほどの答弁と重なりますが、学校敷地にありますブロック塀の工事完了までの間の児童生徒、また、ブロック塀に接する歩道の歩行者に対する安全確保につきましては、付近への立入禁止などの注意喚起などの表示を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　次に、６月議会でも通学路の安全確保については多少お聞きをしましたが、どのように行われているのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　飯塚市内の小中学校では、児童生徒の生命及び身体の安全確保を図るため、毎年度、学校危機管理マニュアル及び安全マップを策定し、そこで定められた内容をもとに登下校中の児童生徒の安全確保に努めております。具体的には、学校においては、集団による登下校の推進、不審者に出会ったときの対応指導、教職員による登下校の安全指導、定期的な通学路の見回りなどを行っております。また、地域の皆様におきましても、登下校の見守り活動、パトロール活動、また、こども１１０番の家の活動などを行っていただいております。教育委員会におきましても、定期的に安全パトロールや通学路の安全点検などを行うこととしております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　安全性に問題がある通学路については、今後どのようにされるのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　歩道の整備や防護柵の設置、信号機の新規設置などにつきましては、関係機関へ対策要望等を行ってまいります。早急な対応が必要な場合には、これまで同様、教職員による見守り活動や巡回による安全指導を行ったり、地域の方からの支援をいただき、見守り活動やパトロール活動を行ったりしてまいります。また、毎年度、各小中学校で実施される安全マップの策定に係る調査や、地域、保護者の方々からの情報提供などによりまして、新たに発見された危険箇所につきましては、児童生徒への指導、保護者の方への周知及び関係機関等への改善要請を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今のご答弁では、通学の安全確保のためには、これまでさまざまな対応をとられてこられたと思いますし、今後も取り組むとのことでありますが、２０１６年３月に文部科学省が定めた学校事故対応に関する指針の中に、「安全点検の実施に当たっては、児童生徒等の意見も聴き入れ、児童生徒等の視点で危ないと思っている箇所についても点検を行うことも重要である。」と言われております。もちろん本市の教育委員会及び学校では、児童生徒等の意見等は既に反映されていると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

　では次に、通学路に面する民間のブロック塀等についてお聞きしたいと思います。学校への通学路はその大半が民間の住宅地等を通ることと思います。その民間の危険性のあるブロック塀等の調査及び指導等については、現在どのようにされているのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　通学路に面する民間のブロック塀等の調査、指導等でございますが、本市におきましては、８月に福岡県作成のリーフレットを各隣組回覧として配布し、注意喚起を行うとともに、市ホームページ上においても同様の周知を行っているところでございます。また、県土整備事務所においても、登下校時に多数の児童生徒が通行することとなる小学校、中学校の校門を中心に半径５００メートル以内、いわゆるスクールゾーンの範囲での通学路について、路上からの目視による点検調査を行っているところで、本市教育委員会に対しても、点検調査における協力依頼があり、県と市と教育委員会とが協力、連携をとり、対応しているところでございます。また、民間ブロック塀等の点検調査後の指導についてですが、点検調査の結果、安全性が確認できなかった塀などの所有者等に対しては、福岡県から補修や撤去の指導等が実施されることとなっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　調査及び指導等については、主に福岡県が実施されているとのご答弁でありますが、問題があるブロック塀等があれば、撤去費用等はもちろん個人負担が原則だとは思いますが、本市では危険なブロック塀等の撤去費用等を支援する補助金等はあるのか、また他市の状況はどうなのかお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　個人所有のブロック等の維持管理、また、その撤去費用等は原則個人負担となりますので、本市において、ご質問の個人所有のブロック塀等の撤去費用等への支援は現在ございませんが、今般の状況に鑑み、国、県の補助制度や他市の先進事例について研究を行い、本市における支援について関係部署と協議を行っていきたいと考えております。また、他市の状況といたしましては、福岡市においてブロック塀等の所有者または管理者で除去工事を行う者を対象にブロック塀等の撤去に要する費用の一部助成事業を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ただいまのご答弁で、国、県の補助金制度や他市の先進事例について研究を行い、本市における支援について関係部署と協議を行うとのことなので、しっかりとその辺り協議していただきたいと思います。今、他市の状況では福岡市というのが出ていました。福岡市は、平成１８年５月１５日からこれは始まっております。内容的には、補助対象工事１件につき４万５千円を上限として補助金が出ております。そのほかにも、北九州市はことしの１０月１日からこの補助制度が開始される予定であります。ここは１２万円を上限に行われる予定です。全国的にも、今ざっと調べただけでも５０以上の市町村が、何らかの、金額は違いますけれども、そういう補助制度が今、始まっております。今回、残念な痛ましい事故が起こった高槻市に関しましては、平成３０年６月１８日発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、市では地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路利用者の安全確保等に資するため、ブロック塀等の撤去を促進する補助制度を創設しますということで、高槻市は平成３０年７月１３日から、これの受け付けを開始されて、現在始まっておるんですけども、高槻市は１敷地につき最大２０万円、補助対象通学路に面する場合は最大３０万円の、この補助制度があります。しっかり、先ほど言いましたけれども、協議をしていただいて、１日も早くこの補助制度が本市で始まることを要望したいと思いますし、また、最後に撤去費用への補助金について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　副市長。

○副市長（梶原善充）

　質問者のご意見等は十分理解いたしますし、ただ、質問者も言われますように原則個人負担ということにはなっております。ただ、人の生命、身体に危害が及ぶことを避けるために、緊急安全措置を講ずることは必要なことだと考えております。通学路を利用いたします児童生徒はもちろんのこと、歩道を利用する市民全体の安心安全を守るため、しっかりと対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　よろしくお願いいたします。先ほども述べましたが、既に民間の危険なブロック塀等の撤去費用に一部補助金を出す自治体が現在ふえております。個人のものは個人が責任を持って対処するのはごく当たり前のことでありますが、今、社会問題になってきている空き家も最初に対処をしておけば、現在のようにはなっていなかったと私は考えております。このブロック塀等への対策も、今始めることが、将来必ず安全で安心な通学路確保につながるのではないでしょうか。そのことが、ひいては未来ある子どもたちの命を守ることになると私は信じております。地震は今、全国各地で頻繁に起こっております。飯塚市も起こらない保証はありません。ブロック塀を撤去したいが費用等で迷っている方々へのこの補助金は、大きく背中を押すきっかけになると私は考えますので、本市においても、１日も早く実施されることを片峯市長に強く要望して、この質問は終わりたいと思います。

　続けていいですか。次の乳幼児検診の分に関しましては、担当課のほうからさまざまお聞きして理解はしましたので、１点だけご要望として終わらせていただきたいと思います。

今回質問の中で、網膜芽細胞腫というがんがあるんですけれども、これは本当に、１万５千人から１万６千人に１人と少ないがんではありますが、発症すれば、最悪、眼球を摘出しなければいけないというか、その子どもさんもそうですけれども、ご家族の方にも本当に精神的にさまざまな負担を強いる、これは早期発見であれば治る病気でありますので、今回、その原因となるのが白色瞳孔とか斜視、そういう現象が約３歳ぐらいまでに見受けられて、それを早期発見すれば治る病気でありますので、飯塚市は今、スポットビジョンスクリーナーを現在導入されておるとお聞きしましたが、機械も大事ですけれども、やはり健診等にしっかり今後取り組んで、また健診を、子どもさんがされていない方も多くいらっしゃいますので、その方に対してもしっかり対策を立てていただくことを要望して、この質問は終わらせていただき、全般の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午前１０時２５分　休憩

午前１０時４０分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。２２番　鯉川信二議員に発言を許します。２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　久々の一般質問でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ことしの７月６日から８日にかけまして、記録的な大雨が西日本を中心に広い地域を襲い、気象庁が数十年に一度の現象と判断して出します大雨特別警報は、九州と中国、近畿地方などの計１１府県に及び、自然の猛威をまたもまざまざと見せつけられたわけでございます。死者、安否不明者合わせて２００人規模の未曾有の災害となりました。まずもって被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。また、今回の災害に対しまして、飯塚市の職員の皆様方におかれましては、不眠不休で頑張っていただきましたことを改めて感謝申し上げます。

毎年のように繰り返される梅雨末期の集中豪雨でございますが、これほど広範囲で同時多発的に発生するのは初めての経験でございました。そして、ことしは１９５１年からの観測史上初となる東から西へ進む台風１２号にも驚かされました。そして、記録的な猛暑に、３日前の最強台風２１号、そして昨日の北海道での震度７の地震と、日本列島はもともと自然災害が多い国ではございますが、これまでの常識が通用しない異常気象の新時代が始まったと考えたほうがいいのかもしれません。これまでに起こらなかったことが起こるということを念頭に置きながら、質問に入らせていただきます。

２００３年７月１９日の大水害から、ことしで１５年が経過し、その間に、ハード、ソフト両面で水害への備えはおかげさまでかなり整ってきたと思っております。しかしながら残念なことに、今回の雨でもやはりあちらこちらに被害が出ているようでございます。そこで、飯塚市全体の災害状況は我々にも資料をいただいておりますので、数字についてはお尋ねしませんが、その数字をごらんになってどのように受けとめられたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　今回、平成３０年７月豪雨による飯塚市全体の災害状況の受けとめ方ということでございますが、これまでの平成１５年及び平成２１年の雨が、短時間に非常に強い雨が降るゲリラ的な集中型の降雨であったのに対し、今回の平成３０年７月豪雨は、中規模の降雨が持続的に発生し、２４時間雨量が観測史上最大となるなど、過去の降雨の波形と異なるものでございました。そのため、今回の平成３０年７月豪雨では、地区ごとの浸水被害の発生状況も変化しております。比較的浸水被害が小さな地区と大きな被害を受けた地区があることが特徴的でございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　私もそのように感じております。そこで、今回の災害被害状況を見させていただきますと、幸袋、二瀬、頴田地区が特に多いようでございますが、その主な原因は何だと思われますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　質問議員の言われますように、幸袋地区、二瀬地区、頴田地区に被害が集中して発生しております。その原因につきましては、今回豪雨の特徴として、短時間雨量は大きくないものの、持続的な降雨により２４時間雨量が観測史上最大となり、それに伴い遠賀川の水位も過去最高を記録し、遠賀川の氾濫危険水位を６時間にわたり超える記録的な豪雨であったことが主要な要因と考えております。今後、遠賀川を管理する国や、庄司川、庄内川、建花寺川を管理する福岡県と協議しながら、詳細な浸水原因について調査検討していかなければならないというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　幸袋地区には庄司川排水機場、十玉排水機場、二瀬地区には大日寺排水機場、頴田地区には頴田排水機場があるわけでございますが、この３地区には排水機場があってこれだけの被害が出ていることに対してどのように思われますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　幸袋地区には毎秒１５立方メートルの排水能力を持つ庄司川排水機場と、毎秒１立方メートルの排水能力を持つ十玉排水機場がございます。また、二瀬地区には毎秒４立方メートルの排水能力を持つ大日寺川排水機場、頴田地区には毎秒３立方メートルの排水能力を持つ頴田排水機場が整備されております。しかしながら、今回の豪雨で遠賀川の水位が氾濫危険水位を６時間にわたり超え、過去最高水位を記録したことから、その支流である庄司川、建花寺川、庄内川の水位上昇に影響を与えることとなり、記録的な豪雨においては内水排除のみの対応には限界があるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　全く私もそのように考えております。現在のような異常気象の中で浸水対策を考えたとき、内水排除も必要で大事ではございますが、それだけでは防ぎようがなく、内水排除を受ける本線を抜本的にやりかえることと、いかに水を一気に流さないようにするかというのが一番重要になってくるのではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　質問議員の申されますとおり、記録的な雨においては内水排除だけで浸水被害を防ぐことは難しく、内水排除を受ける本線の流下能力を向上させ水位を下げることや、流出を抑制する調整機能を持たせることも有効な手法と考えられますが、河川管理者であります国や県と十分に検討していく必要があると考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　まず本線、つまり遠賀川についてでございますが、洪水を安全に流下させるためにということで、川の掘削とそれに伴う中間堰の改築工事に平成２３年の１０月からかかられ、川の断面を大きくすることで洪水のときの水位を低下させ、地域の洪水に対する安全度を高めるように着工されまして、ことしの３月末の竣工予定でございましたが、どうなっていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　中間堰の改築工事につきましては、遠賀川河川事務所に問い合わせましたところ、平成３０年３月に完了しているとのことでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　それでは今回の水害時には新しいゲートで対応し、その能力が発揮できたという認識でよろしいのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　現時点では旧堰が残っておりまして、河川断面としては以前のままでございます。旧堰の撤去が完了いたしますのは、平成３１年３月の予定とのことでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　私も今回の水害後、被災された地域を見て回りました。そこで感じたのが、排水機場もあり、なお浸水するならば、繰り返しになりますが、水を一気に流さないようにすることと、遠賀川の抜本的な対策を講じないと防げないと思います。中間堰は改築とあわせ、上下流の川底や堰の両側の掘削を行うことにより、水が流れる断面積が約６割増加し、洪水を安全に流す能力が大幅に改善されると聞き及んでおりますが、間違いないでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　中間堰の改築は中間堰上流の流下能力の向上に寄与するものと考えております。引き続き、中間堰上流部の河道掘削等が予定されているとのことでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ということは、１年早く中間堰の全ての工事が進行していたならば、もしかすると今回の被害が少しは軽減していたのではないかなと思いますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　中間堰の改修により、堰の上流部では水位の低減効果が期待されることから、遠賀川の水位が低下することで内水被害の軽減にもつながるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　だとするなら、飯塚市の鯰田地区にも鯰田堰があるわけですが、鯰田堰も改良していただき、新しいゲートにしていただければ、より洪水を安全に早く流下させることができるようになると思いますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　中間堰と同様に流下阻害となっております鯰田堰の改築を行うことで、堰上流部の流下能力の向上に寄与するものと考えます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　当然、鯰田堰を扱うというようなことになれば、それまでに鯰田堰の上下流の河道整備をやっておかなくてはならないと思いますが、中間堰が来年の３月末までに全て完成し、もし近年、鯰田堰まで新しくなると、全く今までの遠賀川の流れとは違ってくるし、そうなれば当然、庄内川の流れや水位も大きく変わってくるのではないかと期待いたしますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　中間堰、鯰田堰が改築されますと、遠賀川の流下阻害がなくなり、流下能力の向上とスムーズな流下が可能となり、庄内川の流下にも寄与するものと考えます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ことし７月７日の早朝に片峯市長が避難所をねぎらいに来られたときに、私に言われた一言が、「国のほうから内水排除をとめることも視野に入れてくれと言われ、焦りました」と。この言葉を聞き、本当にやばいことになっていたんだなと、ぞっとしたわけでございます。また、７月２１日の西日本新聞の記事で、今回の西日本豪雨で遠賀川では越水による堤防決壊のおそれもあったとありました。私も今回、県や遠賀川河川事務所にもお話を聞きに行き、そこで話をされたのが、従来の常識が通用しない自然災害が頻発する中、今回の豪雨被害を検証し、その教訓を今後の対策に生かしていく必要性を強く感じているとおっしゃっていましたので、ぜひとも河道整備、鯰田堰の改築等要望活動を今後、実現に向け積極的にやっていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　今回の豪雨により遠賀川が氾濫危険水位を長時間にわたり超える状況であったことから、遠賀川の水位低下につながる河道整備や鯰田堰の改築は特に重要な事業と考えております。飯塚市としましては、積極的に要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　溢水、越水であったらさほど大きな被害が出なくても、決壊までになると、それこそ死者が多数出るような災害になるわけですから、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それから先ほど述べました、いかに水を一気に流さないようにするかという件ですが、私の記憶ではたしか防衛省の予算か何かを利用して、庄司川調整池整備事業というのがあったように思うのですが、その後どうなったでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　庄司川流域調整池整備事業につきましては、平成２３年度から防衛省の周辺環境整備事業を活用した整備について協議を行っておりました。費用対効果等の課題から、事業化は困難というふうな回答を受けております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　残念ながら現状では困難ということみたいですね。それでは、今回の５日から降りだし、７日まで降り続いた雨の総雨量は、川島雨量観測所で４５１ミリメートル、１５年前の７・１９大水害のときが、２１日までの総雨量は３１３ミリメートルで、７・１９のときよりも今回のほうが１３８ミリメートルも多いわけですが、７・１９のときに被災された中心市街地では今回被害が少なかったわけですが、どういったことが主な原因だと考えておられますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　中心市街地での被害が少なかった要因でございますが、平成１５年の７・１９では、中心市街地の上流に位置する明星寺川流域からの氾濫流が流れ込んだことが大きな被害に拡大しておりましたが、明星寺川流域の河川及び水路、排水機場、調整池の整備が完了していることや、平成１５年の７・１９水害以降、西部排水区では芦原地区及び東町地区に２カ所の雨水ポンプ場を新設、あわせて雨水導水管や側溝整備による分流化を実施しております。また、片島ポンプ場の雨水ポンプの更新及び増設を行い、片峰公園、片島小学校及び飯塚小学校に貯留施設の設置をしております。平成１５年の７・１９水害と単純に比較はできませんが、これらの対策が浸水被害の軽減につながったと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　それでは、幸袋地区、特に今回、柳橋公民館前では電話ボックスが隠れるくらいに浸水していましたが、あの辺りでどのくらいの深さが浸水していたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　柳橋公民館前付近では、浸水の痕跡調査から道路面より２．３メートルと推測されます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　それでは、この地区というのはちょっとの大雨でも浸水していますが、１５年前の７・１９水害以降で構いませんので、何回ぐらい浸水被害が出ているのか、わかる範囲で教えていただけますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　住居の浸水被害としましては、平成１５年７月１９日、平成２１年７月２４日、平成２２年７月１４日の３回が記録としてございますが、柳橋公民館前の道路冠水につきましては、それ以外にも発生していると考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　あと何回くらい浸水被害を我慢すれば、行政は対策を講じてくれるのかという悲痛なお声をお聞きしました。今回の幸袋地区の被害は、半壊５６棟、床上浸水１６５棟、床下浸水１６４棟と圧倒的に被害が多いわけですが、現在この地区への浸水対策としてはどのようなことに取り組んでありますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　本地区で実施されている浸水対策といたしましては、福岡県におきまして、平成２２年度に下流の庄内川橋から津島橋までの１４００メートルの河川整備が計画され、現在は最下流部の庄司川橋のかけかえに向けた取り組みが行われております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　その河川工事が全て完成すれば大丈夫だと考えておられますでしょうか。私は地形的に考えて、私見ではありますが、この地区はそれだけでは事足りないように思います。どうしてもかなり大きな調整池なりポンプの増設をするか、何らかの形で大きく手を入れることが必要になってくると思いますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　河川の整備計画としては、まずは河川改修を行うことが最重要と考えますが、今回の記録的な豪雨に対応することは難しいと考えております。今後、遠賀川の管理者である国と、庄司川の管理者である県と協力しながら、詳細な浸水要因を調査、把握した上で必要な対策について協議してまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。次に、二瀬地区の浸水対策についてお尋ねしますが、二瀬地区の西川津と横田では、今回、どのくらいの被害が出ていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　二瀬地区の浸水被害の状況でございますが、西川津では床下１２棟、横田地区では西横田、南横田、東横田を合わせて床上１１棟、床下３８棟となっております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　この地区でもちょっとした大雨で道路冠水や床下浸水の被害が出ているようですが、西川津の、主に大力電器付近と横田の酒の昌屋前近辺では過去、７・１９水害以降で構いませんので、浸水被害が何回ぐらい出ているのか、教えていただけないでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　住居の浸水被害としましては、平成１５年７月１９日、平成２１年７月２４日、平成２２年７月１４日の３回が記録としてございますが、市道目尾・久保白線の冠水についてはそれ以外にも発生していると思われます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　頻繁に浸水被害が出ているようでございますが、その原因をどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　浸水被害の原因でございますが、建花寺川の水位上昇に伴い、逆流を防止するため、宅地側からの排水はフラップゲートや水門が閉鎖されることから、内水が滞留することとなります。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　以前も同じような質問をさせていただき、そのときは二瀬支所近辺のＬ型側溝のところどころにグレーチングを敷設していただき、幾分かは道路冠水の水が早く引くようになったのかなとは感じましたが、ちょっとした大雨になるとまたすぐに水が流れなくなり、道路冠水や浸水をしておりますが、ここの排水経路はどのようになっておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　二瀬支所近辺からの排水経路でございますが、筑豊板金センター横から旧寿司の川庄裏を通り、建花寺川に放流されております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　それでは、酒の昌屋近辺の排水経路はどのようになっておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　ヴィーナスギャラリー飯塚店の横から明治パチンコ駐車場横を通り、建花寺川に放流されております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　大雨が降り出し、建花寺川の水位が上がると、逆流しないように水門を閉めるわけですが、そうなると降った雨は流れ出るところがなく、もともと地盤が低いところなどは一気に冠水や浸水してしまうわけで、明治パチンコ駐車場近くの水門ではゲートを閉めた後、エンジンポンプを稼働させていますが、今回は建花寺川溢水のためにポンプもとまり、作業員も退避されました。しかしながら、この地域は建花寺川が溢水していなくても、建花寺川の水位が上がれば水門を閉めるために、冠水、浸水が頻繁に起こっている現状については、どのように捉えてありますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　現在は仮設のエンジンポンプで対応している状況でございますが、安定的な排水を行うことが望ましいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　安定的な排水を行うことが望ましいと考えていただいているわけでございますが、それでは、水門を閉じたままで内水を排除する、今の水門にも取りつけ可能なポンプゲートの存在を御存じでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　ポンプゲートにつきましては、承知しております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ポンプゲートは通常の排水機場と比べて小スペースで構造が簡易であり、コスト的にも優れたものです。ぜひともポンプゲートにしていただき、安定的な排水を考えていただきたいと思うのですが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　ポンプゲートは構造面やコスト面で優れているものであると理解しております。今後は、既存の水門施設の活用や除じん設備設置の可否などについて調査するとともに、福岡県の建花寺川改修計画の内容も考慮しながら、設置についての検討を行ってまいります。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。災害による被害をできるだけ少なくするためには、言うまでもないことですが、自助、共助、公助が重要だと言われております。その中でも基本となるのは自助、一人一人が自分の身の安全を守ることです。特に、災害が発生したときはまず自分が無事であることが最も重要です。自助に取り組むためには、まず災害に備え、自分の家の安全対策をしておくこと、つまり、一人一人が自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ少なくするために必要な対策を講じることが重要だと思います。自分の家の安全対策をしていくための方法として、水の流入を食いとめる止水板というものがあるのを御存じでしょうか。御存じであれば、簡単に説明していただけますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　止水板につきましては承知をいたしております。止水板は耐水性能を持つ素材の板で、建物の出入口等に設置することができ、取り外しも可能なものとなっております。土のうを積み上げるのに対し、軽量であるため短時間で設置することもできます。また、土のうと比較いたしましても、止水能力も優れているというふうに感じております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　止水板を設置するのに助成金を出している多数の自治体があることを御存じでしょうか。また、飯塚市では止水板設置工事助成金というものはございますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　調査いたしましたところ、兵庫県西宮市、大阪府吹田市、福井県福井市など多くの自治体で助成を行っているということは承知をいたしております。本市においては、止水板に関する助成等はまだ行ってはおりません。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　現在、飯塚市では、大雨のときには住宅、店舗、事務所等に水が入ってこないように、土のうを積んで対応されている方が多いのではないかと思いますが、土のうは事前に土を入れて長期間保管していると袋が劣化して破れ、使いものにならないし、置き場所にも困ります。それかといって、袋だけ用意していざというときに土を入れようとしても土がない。そこで止水板が非常に役に立つわけで、止水板をすることにより床上浸水になるところが床下で済んだり、また、全く水が入ってこなかったりと被害が軽減されているようでございます。そして何より、費用対効果の面から大きな浸水対策ができない地域に対しては非常に有効な手段だと思います。近年の集中豪雨を鑑みて、浸水被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等に止水板等の設置工事について助成金の交付を行い、市民の皆様がより安全で安心な暮らしの確保が図られるように検討してはいただけないでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　地形的に低地にある地区におきましては、浸水被害の低減のために、内水を排除する排水機場の設置などが有効ですが、これには多額の費用を要することから整備が難しい状況もございます。このような地区では、質問議員の言われますように、建物内への浸水被害の軽減を図ることができる止水板の設置が、自助の取り組みとして有効な手段の一つというふうに考えております。止水板の補助制度につきましては、他市でも既に採用されている事例もありますので、今後、他市の調査を行いますとともに、本市ではどのようなところで効果的かなども考える必要がございますので、技術部門の部署を含めまして、関係部署と協議をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。次に、７月６日に小中学校が臨時休校になった件でございますが、休校と知らずに学校に来た子、連絡が間に合い、来ずに済んだ子とさまざまだったのですが、その理由については常任委員会の中で判断のおくれや安全安心メールのキャパ超えでメールにタイムラグが起こったことでこのような事態になったことを説明されてありましたが、聞くところによりますと７月５日の夕方に、休校するかどうかは各学校において判断するよう指示がなされ、各校長も相当に悩まれたとは思いますが、そのような指示を出されたのは事実でしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　議員がおっしゃいますとおり、７月５日に、今回の豪雨に対しては各学校で休校とするか否かの判断を行うようにと教育委員会から指示を出したことは間違いございません。台風のように極めて危険で、なおかつ地域全域でほぼ同程度の危険が予測される場合は、教育委員会で統一した判断を行うことにしておりますが、豪雨のように地域によって雨の降り方や被害状況に差が生じる場合は各学校で判断するようにしておりました。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　それでは、教育委員会から全小中学校に対して臨時休校との連絡を入れられたのは、翌日６日の７時２５分前後だとお聞きしておりますが、間違いないでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　はい、間違いございません。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　進路が予測できる台風に比べ、豪雨は局地的で判断するのは非常に難しいとは思いますが、前日には各学校長の判断と言われ、６日朝には全小中学校の臨時休校の連絡が入り、判断の急な変更が混乱を生じさせたとは思いませんか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　議員がおっしゃいますとおり、今回の豪雨におきましては登校時間とも重なる時間帯で急に指示を出したことで、保護者を初め、学校現場に混乱をもたらしたことに深く責任を感じております。そのため、教育委員会の指示で休校になりました学校の保護者の皆様には教育委員会から今回の対応に対するおわびの文書を、学校を通じてお渡しさせていただきました。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　それでは、このとき既に学校に来てしまった子どもたちへの対応についてはどのようにされたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　各学校に休校を通知する際、既に登校している児童生徒は学校に待機させるとともに、保護者に引き渡すなど児童生徒の安全を第一に考え、対応するように指示をいたしておりました。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　その指示というのは、小中学校のどちらにも出されたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　はい、小中学校どちらにも同様の指示をいたしておりました。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　児童クラブの対応以外にはどちらも同じような対応をされたと言われますが、ある中学校に通う生徒さんの保護者から聞いたのですが、臨時休校と知らずに登校してきた子どもたちに対して、先生たちが校門の前に立たれ、そのまま帰宅するように言われたそうですが、帰りにはあちらこちらの道路が冠水していたり、また、興味本位で増水した河川を見に行ったりと危険極まりないのに、小学校同様になぜ学校で預かってくれるような措置がとれないのですかと尋ねられましたが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　大変遺憾なことでございます。そのような対応をとっていた学校があったことがわかりましたので、その学校につきましては個別に指導をいたしております。また、直近の校長会及び校長研修会の折にも、災害時には子どもの命を守ることを基本に行動し、学校は避難所でもあり、安全な場所でもあるので、下校時の安全が確保できるまでは学校に待機させるよう、確認をいたしたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　冒頭にも申しましたが、異常気象の新時代が始まったと私は思っております。今回のような豪雨が頻発する、そんな中にあって、今後、休校判断のあり方というのを検証する必要があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　今回の豪雨への対応につきましては反省すべき点があったと十分認識しております。議員おっしゃいますとおり、異常気象が普通になりつつあることからも、今後も緊急に休校等の判断を行わなければならない状況が生じることは十分に起こり得ると考えております。そのような状況下におきましても混乱が生じないようにするためには、まずは子どもたちの安全を第一に考えるという基本に立ち返り、判断することが重要であると考えております。さらに、台風、豪雨、豪雪など、気象条件によって異なる対応が必要なことからも、個別の気象状況に応じた対応基準について、学校とも十分に確認をしてまいります。加えて、子どもたち自身が自分の命を守ることができるよう、防災教育についても充実させていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。次に、避難のあり方についてお尋ねいたします。今回の大雨では、大雨特別警報が飯塚市にも発令され、１２万９３０３人の方々に英断をされ、早いうちに避難指示を出されたわけですが、実際に避難された方はマックス時で何人ぐらいいらっしゃったでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難指示を市内全域に発令した後の７月６日２２時にピークとなりまして、市が開設いたしました避難所の合計では２１０３人の方が避難をされております。ただ、家族宅や友人宅等に避難された方もおられるとは思いますが、こちらの人数については、把握はできておりません。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　それは何％になりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　今回の７月豪雨におけます市が開設した避難所での避難者２１０３人の比率ということでございますが、先ほど申された飯塚市の５月末現在の人口１２万９３０３人で計算いたしますと、約１．６％ということになります。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　１．６％ということでございますが、避難勧告ではなく大雨による特別警報の中での避難指示が出て、片峯市長みずからが避難を促すメッセージを２回も出されたにもかかわらず、９８．４％の方が避難されなかったわけです。今回、新聞報道によりますと、広島県でも避難勧告、避難指示対象者は２１７万人だったのに対し、実際の避難者は１万７千人で、０．８％ということでございました。避難の情報が住民の危機感に結びつかず、行政が情報を出すだけでは命を守れないという重い課題を突きつけられた形になったわけで、情報の受け手側が意味を理解して活用する必要があると述べてありました。また一方で、情報の種類が多く、複雑でわかりにくくなっていることから、整理も必要だと指摘もありましたが、どのように思われますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難情報の種類につきましては、確かに名称もわかりにくく表現も多様でありますことから、平常時から避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の意味を初めとして、避難情報が発令されたときの行動などについて、広報や防災訓練等を通しまして情報提供を行い、市民への周知を図っていく必要があるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　テレビ報道であっていたのですが、特別警報の運用開始から５年が経過しておりますが、特別警報の意味については従来の警報などと混同されている方が４割にもなるそうでございますので、周知方よろしくお願いいたします。

　いかに避難してもらうことが難しいか、どうしたら避難してもらえるのか。人命をとうとび、危険の捕捉率を高めれば高めるほど、早い段階で情報を出すことになりますが、補足率を高めれば高めるほど外れる確率も高くなって、その情報そのものの信頼度が低くなるというジレンマがあろうかと思いますが、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　これは、いわゆる「オオカミ少年効果」と言われる、避難情報の空振りが発生したら、次の避難情報への信頼性を低下させることも考えられます。しかし、見逃しより空振りのほうが、命を守るためには必要な選択だと考えておりますので、災害情報の収集と分析に集中いたしまして、適正な避難情報の発令に今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　今回の災害では、飯塚市は幸いなことに死者はいらっしゃらなかったわけですが、岡山県倉敷市真備町のように堤防が決壊すると、深いところでは５メートル３０センチも浸水して、死者が５１人にも達し、そのうちの９割の方が６０歳以上の高齢者で、また、８割の方が災害時要支援者だったとお聞きしておりますが、飯塚市では今回の水害で、地域防災計画の中にある災害時災害時要支援者対策はうまく機能したのかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難行動要支援者といたしましては約７千人いらっしゃいますけれども、この方々に対しましては、災害対策本部の避難行動支援班のほうから個別に電話を入れまして、安否確認や避難情報の提供を行っております。連絡がつかなかった場合には、当該地区の民生委員、自治会長、福祉委員さんより連絡をさせていただき、情報提供と安否確認をお願いしたところでございます。連絡がとれるまでの時間を要した方もいらっしゃいますが、事故などの何らかの有事の連絡、情報等もなく、安否確認を行うことができたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　先ほども申しましたが、今回、遠賀川は一時決壊の危機にあったわけでございます。飯塚市のハザードマップを拝見しますと、浸水想定区域は２メートル以上５メートル未満の区域が大半を占めております。避難勧告等々の情報を頻発すると、受け手側に危機感が薄れてしまうおそれもあります。どうしたら住民は身を守るため、みずからの防災力を向上させるのかが今後の課題かと思いますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市といたしましては、自分の身は自分で守る「自助」や、地域で助け合う「共助」が大切であるというふうに考えております。早目の避難を素早く的確に行うため、地域における防災リーダーの育成や自主防災組織の設立についての取り組みを行っているところでございます。防災リーダー研修や、地域での避難訓練等の活動を行うための助言や支援を行うなど、今後も啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　行政、住民が連携して命を守る行動をしていく、そのためには空振りを許容できるように意識を変えていくことが重要になってくると思います。行政の危機感と住民の意識のずれを埋めるためには、よりリアリティなリスク情報を住民に伝え、避難をしなければならないと受け取っていただけるような仕組みというものを考えなければいけないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難情報のアナウンスだけでなく、さまざまな研修会などにおきまして、災害時に具体的に提供される情報の収集方法等を周知することで、避難行動につなげていただけるようにしなければならないというふうに考えているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　被害の大きかった岡山県倉敷市真備町の中でも全員が助かった集落があるそうですが、そこでは防災リーダーみたいな方が避難準備情報のときから皆に声をかけ、避難勧告が出たら全員で避難されていたみたいですが、当市では具体的に何か考えてありますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市ではことし３年目となります防災リーダー研修を開催いたしております。防災リーダーは地域の自主防災組織の設立、運営において重要でございますので、引き続き、この養成を行っていきたいというふうに考えております。向こう三軒両隣の共助は、防災に限らず助け合いの基本であると考えております。人と人とのつながりが希薄になっていく中で、自治会や自主防災組織での避難に関する声かけを、地域防災リーダーが先頭に立って行動していただき、避難しない市民の意識を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　新聞報道によりますと、今回の西日本豪雨で１５００棟以上に達する久留米市の浸水被害は、大雨で水位が上昇した筑後川からの逆流を防ぐため、支流の水門を閉じたことによって水があふれる内水氾濫が主な原因だったとありましたが、この報道については御存じでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　この報道については承知いたしております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　これもまた新聞報道なんですが、久留米の内水氾濫については、国、県、市ともに水門閉鎖に伴う避難の呼びかけをしておらず、同河川事務所は避難の呼びかけは河川管理者の県、避難勧告などを出す市の役割ではないか。県は、中小河川は水位が一気に上昇し予測が難しい。市は避難指示や避難勧告の基準になっていないとして、責任の所在がはっきりとしていないようでございます。そこで私が感じたことは、今回の豪雨でも国のほうから内水排除をとめる選択肢も考えないといけないような事態になったこと、そして今回、遠賀川は堤防決壊のおそれもあったこと、そういう異常気象の中にあって、あってはならないことですが、本当に全て内水をとめなければならなくなったときの、内水氾濫に対する住民への周知というのは、現在、何か考えてありますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　現在、避難に関する市民への周知につきましては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示となっております。遠賀川への内水排除をとめるような事態であれば、市内全域に避難指示を発令した後であるというふうに思われますので、避難に関し、それ以上の発令をする基準等はございません。しかしながら、今回の避難状況を見ますと、短時間で水位上昇が見込まれる地域に対して、避難を促す方法を平常時から啓発していくことが重要であるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　今言われますように、内水排除をとめるような事態では当然、避難指示は既に出ているとは思いますが、通常の水位の上昇の仕方ではなく、それこそ出口がないわけですから、一気にあふれてくると思います。わずかな時間の中で内水排除をとめますよという周知をするのは本当に難しいとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　平常時に地域での備えなども重要であると考えておりますが、短時間での危険情報の周知となれば、危険地域に対し消防団や防災行政無線によるサイレンや避難の呼びかけを繰り返し行うことや、エリアメール等を活用する等、住民が危険を感じ、避難するような周知方法について、あらゆる手だてをとって対応、周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　難しいことだろうとは思いますが、検討方よろしくお願いいたします。今回、片島小学校の避難所では、避難者がマックス時６７人になったわけでございます。６日の午前中は１２人で、昼食は市役所の方におにぎりと漬け物を持ってきていただき、夜も行政のほうで対応しますとのことだったので安心していたのですが、なかなか食事が届かないので問い合わせていただいたら、避難者が多くなったことと、あちこちで道路冠水のため運べないとのことでした。このことに関しては仕方のないことだと思うのですが、片島小学校の避難所では、たまたま山笠の炊き出しのために米の備蓄があったから、２０時くらいから公民館で炊き出しを始め、避難者にお配りすることができたのはかなり遅くなってからのことでございました。今回、他の数ある避難所での食事はどのように対応されたのか、把握されていれば教えていただけますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難所を開設いたしますと同時に、避難者数の把握に努め、市と協定を結んでいる店舗等から各避難所へ届けていただくように手配をしておりました。しかし、避難者数の増加や食事の配達経路が道路冠水によって、把握していた避難者全員への食事の確保が厳しい状態となりましたことから、各避難所での対応をお願いしておりました。ただ、避難者数や近隣の食糧調達店舗など、避難所の状況に差異がございまして、全ての避難所が同じ対応とはなっておりませんでしたので、今後は各避難所の状況をもとに、同様の対応がとれるように努めてまいりたいというふうには考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ことしの３月に飯塚市避難所運営マニュアルができたそうでございますが、その中では、このようなときはどのように対応するようになっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　マニュアルでは、避難者数や避難所に対する食糧を含めた必要な物資を確認し、市の災害対策本部に報告して、不足分を対応するようになっております。しかし、開設した各避難所には市による備蓄食糧等がなく、対応がおくれた状態となっておりました。災害発生時におきましては、今回のように食糧や物資の供給に時間がかかる場合がございますので、今後、防災リーダー研修や自主防災組織の避難訓練等におきまして、平常時から各家庭で災害時持出用の食糧等の準備をお願いいたしますとともに、各避難所の広さや立地条件等にもよりますが、市が準備する長期保存が可能な食糧等を備蓄する必要があるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　あってはならないことでございますが、また特別警報が発令され、避難指示が出され、避難誘導のかいあって多くの方が避難して来られ、また、避難生活が長期化するようなことがあれば、市役所の職員さんだけでは対応できず、どうしても自主防災組織や地元自治会に頼らざるを得ないわけでございますが、多数の避難者が出て長期化したとき、どのように避難所を運営するのか、ざっくりとで構いませんので教えていただけますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難指示を発令し、避難者数の増加や避難生活が長期化するような災害が発生した場合、災害箇所の対応や災害発生後の復旧業務等が発生するため、対応できる職員数には限界がございます。各避難所の開設時にはそれぞれ数名の職員を常駐させておりますが、避難の長期化が見込まれた場合は地域のリーダー的な方々と必要最小限の職員で協力し、避難所運営を行うように考えているところでございます。地域のリーダー的存在となっていただくために、市が進めております地域防災リーダー研修への参加や自主防災組織の設立を進め、設立後は各地区で避難訓練や避難所運営ができるような研修の開催に努めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　最後に片峯市長、今回、内水排除をとめることも視野に入れてくれと言われるくらい緊迫した状況だったことや、片峯市長自身が被災の現場に直面し、被災者の皆様に接され、直接声を聞かれてどのようなことを感じられたのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　平成１５年７月１９日の大水害では、２１日までの３日間の総雨量が３１３ミリメートル。しかしながら、その大水害以降、遠賀川の改修、橋のかけかえ、内水対策など、国、県とともに水害対策に尽力してまいりました。私自身も、防災や水害対策に関するトップセミナーなど、それらに参加した際、飯塚市の防災の取り組みはハード、ソフトともに先進的であるというように自負をしておりましたが、今回、被災の現場に直面し、そしてまた、被災者の皆様に接しまして、まだまだやるべきことがたくさんあることを痛感しております。きょうの非常に具体的な提案、そして、将来を見越した示唆を質問の中でお伺いしながら、また、具体的に進むことの必要性を実感しておる次第でございます。市民の生命、そして財産を守ることはまちづくりの基本であり、災害に強い地域づくりがあってこそ、それに加えたさまざまな施策を進めることができるものと改めて考えさせられました。また、幾つかの避難所を訪問いたしましたが、小さな赤ちゃんやご高齢の方がおられ、そこには被災された市民の皆様の不安や悲しみがありました。浸水対策では、国、県との連携を強化し、私どもが国、県に対し、地域の声をしっかり届けることは当然ですが、国管理、県管理の河川につきましても、言うべきことはしっかりと言わせていただき、しかしながら、市としてやるべきことは国、県に先駆けてでも対応に当たっていきたいと考えております。また、ソフト面におきましては、先ほどからのご指摘の点も含めまして、防災、災害対策のあり方を見つめ直す機会であると考えておりますし、災害対応のみならず常日ごろからの行政の取り組みにおいて地域コミュニティの大切さ、隣近所の絆づくりを防災部署に任せることなく、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２２番　鯉川信二議員。

○２２番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。いずれにせよ過去に経験したことのない豪雨がふえているのは間違いなく、気象庁によりますと、一日２００ミリメートル以上の大雨が発生する回数は、最悪の場合、今世紀末には２０世紀末の２倍になると言われております。全国で堤防などの整備が進んでいるものの、近年はその進捗を上回る勢いで豪雨が頻発していると捉えるべきだと思っております。フェーズが変わってきていますので、命を守るためにはどんな対策が求められるのか、現状の対策で大丈夫なのか、過去の経験が通用しない大雨などの大災害がふえてきておりますので、想定外の事態と向き合わねばならない時代であることを改めまして肝に銘じ、一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（佐藤清和）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３４分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。１１番　永末雄大議員に発言を許します。１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　質問通告に従いまして、質問させていただきます。まず１点目、平成３０年７月豪雨における対応についてということで、防災行政無線での情報伝達についてという部分と避難行動要支援者への対応についてという部分、この２つの点をまず聞かせていただきます。

まず１点目、防災行政無線での情報伝達についてでございます。現在、災害時において、この防災行政無線を使いまして、避難の発令、注意喚起など、さまざまな情報を市から提供されておると思います。先ほども質問のほうがあっておりましたが、今回の平成３０年７月豪雨の際にも避難指示の発令までなされたわけですけど、非常に強い雨が降っている状況において防災行政無線からの放送が全然聞こえなかったというふうな声を複数の市民の方から今回も受けました。今回のこの豪雨災害に関して、行政としてそういった声というのは受けていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　今回の豪雨もそうでございますけれども、それにかかわらず、強い雨や強い風のときなどの気象状況などによりまして、市民の皆様方から放送している内容がわからない、聞き取りにくいなどの声があることは事実でございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　この防災行政無線による情報伝達のあり方については、過去、平成２５年、２７年、２８年と３回にわたりまして質問のほうをさせていただいております。そのときにもいろいろ指摘のほうもさせてはもらっておるんですが、本当に少しずつ改善のほうは、その都度、答弁のほうでいただいておるんですが、現状の対応状況と、今も部長のほうからもお話がありましたが、やはり聞こえにくいという声が今回の災害に限らずあるということですけど、そういう声に対してどういった対応をされておるのか、この点について説明を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市民からのご指摘によりまして、放送の文書は簡潔にわかりやすい表現とすること。それから、言葉と言葉の間に十分な間隔をあけることなどを注意しながら、放送することを心がけております。また、聞こえない具体的な場所がある場合には、現地へ出向きまして調査を行います。試験放送で音を鳴らして、スピーカーの向きや音量の増減などの調整を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　いろいろと聞こえるような工夫はされておるということですけれども、実際に今回もありましたように、それでも聞こえない。防災行政無線での現状の対応の限界というのが見えてきているのかなというふうに感じます。そういった中でもやはり何らかの対応を行政としては、きちんとやっていかなくちゃいけないと思うんですけれど、そういった部分以外で実際に今どういった形で情報伝達をされておるのか答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　それ以外ということでございますけれども、まず放送内容につきましては、電話で確認をすることができます。また、市のホームページ上にも掲載をしておりますので、そのこともご確認をいただけるようになっているところでございます。避難情報の発令の放送でございますれば、ＳＮＳでの発信、それから防災メールまもるくん、またエリアメールの送信など複数の方法によりまして情報の提供を行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今、おっしゃられた分で、前回の分から新しく加わったかなというのは、新たに始められたフェイスブックなどのＳＮＳでの発信、新しく改善された部分なのかなと思います。実際に他市も見させてもらっていますけど、このフェイスブックで発信される情報で、今回もかなり災害に関してフェイスブックを使われて情報を出されておったと思います。恐らく、多くの市民の方が、こちらのほうから、ある程度の情報をとられていたのかなというふうにも聞いておりますので、そういった意味では新しい情報伝達手段の一つとして有効に機能していたんじゃないかというふうには感じています。

　先日、西日本新聞のほうにも掲載されていた記事なんですけど、福岡市公式のラインの登録者数が１３０万人を突破したというふうなことであっておりました。ごみの収集といいますか、ごみの出し方とか、防災とか、子育て情報とか、そういった部分で非常に使い勝手よく情報を出しておるということで、オリジナルのスタンプが無料配信も重なったということで、２週間で１００万人ぐらい一気に登録がふえたということで、こういったラインでの発信、やはり使っている方は、かなり多いアプリでもありますので、せっかくフェイスブック、ツイッター、インスタグラムとされていますので、この部分もぜひ、つけ加えて検討していただきたいと思います。

あと、これも従前から指摘をしておるんですけれども、インターネットを使っての情報提供というのは、そういったものになれた方はいいんですけど、どうしても通常、触れない方、ふなれな方にとっては、幾ら充実させていっても、存在しないに等しい状況だと思います。そういった方が、まだまだ一定数いるという現状からしますと、その方々に対しての情報提供というのをどうしていくのかというのをしっかりと考えてほしいというのは前々からお話をさせてもらっております。そういう意味で、防災行政無線のほうに再度戻りますが、以前も一度ちょっと検討の要望しておりましたけれども、やはり聞こえにくいということの改善の方法の１つとして、各世帯への個別受信機の設置というふうな方法があるんじゃないかということで検討のほうを要望しておったんですけれど、この部分の検討状況のほうをお知らせください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　個別受信機につきましては、現在、庄内地区の難聴地域に２６台設置をいたしております。その中でも地域によっては電波状況が異なりますことから受信が難しいところなどもございます。また、これにつきましては設置までの費用も高価でございます。現在、１受信機当たり５万円程度でございますけども、仮に本市の全世帯に配布するというようなことになれば、約３１億円というような大きな数字になりますので、これについては慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

答弁のほうで全世帯に仮に設置するのであれば、３１億円というふうなものがかかってくるということですけれども、恐らく、全ての世帯で聞こえないという状況ではないでしょうから、そういう試算はないのかなと思うんですが、少なくとも１台が高価であるということは間違いないと思いますので、ほかの自治体とか、国の補助のメニューとかを調べられて、ぜひこの個別受信機の導入というのも方法の１つとして、引き続き研究のほうを進めていただきたいと思います。

また、これも従前より要望のほうをしておるんですけれども、やはり今、情報をインターネット等が、パソコンとスマホのほうが普及して、そういったところから情報をとるというのは、多くはなっておりますけども、やはり、まだまだテレビから情報をとられている方がかなり多いんじゃないかと思います。そういった意味でテレビを使った行政情報伝達の可能性を調べてほしいということを何度も申し上げてまいりました。実際に京都の和束町という小さな自治体みたいですけれども、実際にテレビとインターネット回線を接続して現実にさまざまな行政情報をテレビから配信しておるというふうなことらしいです。そこで提供されている行政情報には、緊急情報としての災害時の情報というのも含まれておりますし、地元のちょっとしたお祭り情報とか、それこそ地域の体育館でやっている試合の中継とか、地域の方が撮られた映像を流すとか、そういったことをやられてかなり喜ばれているということらしいです。こういったテレビを介しての情報提供というのは紙面でありますこととか、パソコンとかでやるよりも多くの情報というのを伝えられるんじゃないかというふうに思います。効果も高いと思うんですけど、こういった部分の整備の可能性につきまして、お聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　昨年度の九州北部豪雨の被災地であります朝倉市での調査結果にもなりますが、避難行動に結びついた媒体として一番多かったものが、テレビでありました。質問者が言われますようにその有効性は実証されておるものと私どもも理解をいたしております。

先ほど質問議員からご紹介をいただきましたテレビとインターネット回線を結んだ情報提供の事例につきましては、情報提供の手段として効果的であるというふうに理解をしておるところでございますが、これについては、ブロードバンド回線の契約が前提となっておりますことから、本市の導入には課題もございます。また、全世帯の整備となりますとかなりの費用負担も予想されますことから、まずは、先ほど紹介していただいた導入自治体への聞き取り等にもよりまして、費用対効果や本市に導入する場合の課題について調査をし、必要があれば先進地視察なども行いながら、市民の方々に満足していただけるような情報提供のあり方は検討してまいりたいと思っております。

それともう１点でございますが、現在、Ｌアラートという災害情報共有システムを福岡県のほうが本年度中に導入の計画をいたしております。このシステムでは緊急事態発生時に、テレビやラジオなどのメディアへ迅速に情報提供することが可能となります。放送・報道機関が従来の電話やファクスで収集していた情報を電子データとして入手することができるため、テレビ放送などでの情報伝達が迅速になることが考えられます。このように情報提供につきましては、いろいろな方法を検討しながら、災害時において情報がとりやすい環境をつくっていくことを検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今回、一般質問のほうでかなり７月の災害の質問のほうが同僚議員からも上がってくるようです。先ほど質問の中にも、避難の率がかなり低いというところで、やはり、そういった部分で情報をどう伝えるのか、情報をどう取るのかというのが避難行動に結びついていくと思います。そういったことを考えますと、やはり情報をしっかり伝達するというのは、まず避難行動につながる第一歩だと思いますので、ぜひ再三、要望のほうもさせてもらっておりますので、しっかりと研究していただいて、またどういった形で考えていくのかという部分までまた、お話をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

　続きまして、避難行動要支援者への対応についての質問に移らせていただきます。今回の豪雨災害時に行いました避難行動要支援者への対応全般についての質問になりますが、まず、基本的なことといたしまして、個別の連絡を行われるもとになる避難行動要支援者台帳というのがあるというふうに聞いておるんですが、その台帳はどういった形で作成されておるものなのか、その部分からまずご答弁ください。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　避難行動要支援者台帳につきましては、平成２５年に災害対策基本法が改正され、市町村が作成するよう義務づけられたところでございまして、これに基づきまして、本市におきましても作成しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　災害対策基本法にのっとった形で作成されておるということですけれども、災害時に実際にその台帳を利用して、どういった対応を行うように規定されておるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　災害発生時におきましては、市は避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準を地域防災計画に定め、災害時において、適時、適切に発令しております。そのような災害に関する予報や警報に関する通知を情報伝達しなければならないことは、同様に災害対策基本法に規定されておりまして、避難行動要支援者台帳を活用いたしまして、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促すようにしているところでございます。また、そうした避難情報の提供に関することを含め、安否確認の実施に関することにつきましては、改正された災害対策基本法を受けて内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、必要な対応を行うように示されておりまして、それに基づき名簿を活用して実施しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　こちらのほうにつきまして、先ほども少し質問のほうがあっておったんですが、この台帳に登録されている方が７千名ということで、先ほどもお話があっていたと思うんですけど、大体どういった方がこの台帳に登載されているのか、その部分の答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　台帳に登載される方の要件につきましては、まず１つ目が７５歳以上の単身の高齢者の方、もしくは７５歳以上の高齢者のみの世帯の方、２つ目が３級以上の身体障がい者手帳、Ａ判定の療育手帳及び１級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障がい者の方、３つ目が要介護３以上の認定をお持ちの方、さらに４つ目といたしまして、今申しました要件を満たす方以外に、対象者の調査をお願いしております民生委員の方が台帳に登載したほうがよいと思われる方につきましても登載しております。なお、自力で避難が可能である方及び同居している家族などから、常に避難支援を受けられる方につきましては、除外要件としておりまして、台帳への登載は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

７千人というとかなりの数だと思うんですけど、今回の災害で段階的に避難指示のほうが発令されたわけですけど、最終的には市内全域に避難指示が出されております。この台帳に登載されている方に対して、具体的にどういった対応を今回、行ったのか答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　質問議員がおっしゃいますとおり、今回の災害におきましては７月６日に市内全域に避難指示を段階的に発令した経過がございました。その状況が予想された早い段階から避難行動要支援者名簿に登載されている方、全員に対し避難情報の提供を行うよう指示を受けまして、早急に電話連絡による情報提供を実施したところでございます。電話連絡を行う職員数と電話回線にも限りがある中、それでも約３０人の担当者で３０回線を使い、一斉に連絡作業を行いました。当然ながら、避難指示が出された地区から優先的に連絡を行いましたが、一斉に行いましたことから、市民の方から災害通報等の連絡も非常に多くあっておりました中、電話回線がパンクいたしまして、なかなか、つながらない状況も一時ございました。

情報提供につきましては、名簿登載者本人への連絡を基本的に実施いたしまして、確認がとれない場合には台帳作成の際に聞き取りを行い、記載しております次の緊急連絡先への連絡、それでも連絡がつかない場合には、当該地区の民生委員、自治会長、福祉委員の方々に連絡をさせていただき、名簿登載者への情報提供をお願いすることで実施いたしました。

翌７月７日にかけて、断続的に電話連絡による情報提供を行いまして、７月７日夕方に市内全域の避難指示が解除された後も、安否の確認の連絡を実施いたしまして、翌７月８日にも終日連絡を行いまして、７月９日の１４時までに名簿登載者約７千名に対する架電を一通り実施いたしまして、事故などの何らかの有事連絡、情報等もなく、おおむね安否確認を行うことができたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　７千人ですのでかなり大変な作業だと思うんですけど、そういった対応を実際に行われた今回の経過の中で感じられた課題であるとか、把握された問題点というのをどのように認識されておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今回の対応につきましては、幾つかの課題や問題点ございました。主なものといたしましては、まず台帳自体の問題でございますが、避難行動要支援者の名簿につきましては、毎年一定の時期に民生委員の方の協力を得て、更新処理を行っておりまして、当然ながら本人の同意を得た上で台帳に登載しております。しかしながら、本人に確認がとれない場合の次の緊急連絡先につきましては、主に親族の方が大半でございまして、本人が申し出される方をそのまま台帳に登載しているわけでございますが、連絡をしてみると、自身が次の緊急連絡先になっていることを知らないということもあり、なぜ自分のところに連絡が来るのかといったケースが、ごくまれでありましたがございました。

また、この点は非常に重要な課題であると感じたところでございますが、災害対策本部の会議等において、どこの区域が非常に危険な状況になるのかという予測がなされ、まず最優先に情報提供する必要がある区域の把握はできましても、実際の台帳については、交流センター単位の地区別の自治会ごとに整理して作成しておりますことから非常に危険な区域に当たる自治会等をピンポイントに台帳から拾い出して、連絡を行うということが効率的にできませんで、危険区域がある交流センター単位の地区の台帳を片っ端から連絡するしかなく、今回の災害において避難の必要が生じなかった住民の方にも連絡するという結果になりまして、そういう住民の方からはお叱りをいただくということもございました。

そのほかには情報提供の連絡を行った過程において、先ほど答弁いたしましたとおり、名簿の提供を行い、情報共有をしております民生委員や自治会長の方々に連絡したケースもあった中で、名簿を活用していただき、既に自主的にご自身の地域に出て行かれまして確認をされている地域もあり、非常に心強くありがたく感じました。そうした災害時における共助についてのご協力を地域の関係者の方へ引き続きお願いしていくことも大変重要であるということを感じたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　状況のほうも聞かしていただきましたけど、まず絞り込まれたといっても、やはり７千名の方に対して連絡をするというのは非常に大変な作業であったと思います。あれだけいろいろな災害が起こっている状況ですので、行政としてもかなり、ざわざわした中でこういったことをしなくちゃいけないということで本当に大変であったんだろうなというふうに私も思いますが、あえてちょっと呈させてもらいますと、まず先ほど答弁で要支援者への連絡の目的というのは、避難行動を促すための情報伝達という点にあるというふうにおっしゃられました。そういった目的からしますと、全ての台帳掲載者の方に連絡が行き届いたのが、災害発生から３日後ということにまずもって問題があるんじゃないかというふうに私は思います。要支援者の方というのは、先ほどもおっしゃられましたけど、高齢であったり、障がいを持たれていたり、介護が必要だったりというふうな方々ということですので、自分たちでみずから率先して市のＳＮＳでありますとか、ホームページ等から情報を取ったり、防災行政無線から情報を得たりというのは、なかなか難しい方々なのかなというふうにも思います。そういうふうに考えますと、やはり行政から個別にそういった意味で連絡を入れてられているということでしょうから、そう考えますと要支援者にとって、先ほどの行政から個別連絡というのは大変に重要な情報だというふうに思います。そういった中で災害発生から３日経過して連絡が全て終わるというのは、そもそも制度の設計に見直すべき部分があるんじゃないかというふうに思うんですが、そういった部分を含めまして行政として認識している課題、問題点に対して、今後どういうふうに対応されていくのか、その部分が一番重要だと思うんですけどこの点について答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　ご指摘のとおり、先ほど答弁させていただきました課題というのも出てまいりました。まず、台帳の件に関しましては、本人からの聞き取りによるものでありますことから、次の緊急連絡先の方への同意という部分は非常に難しくございまして、また調査については現在、民生委員の方のご協力いただき行っておりますことから、調査方法の見直しなどを検討する必要もあると考えております。いずれにいたしましても、災害時を含む緊急時において、きちんと活用できる情報であるか否かについても平常時から確認し、整理しておく必要があるものと考えております。

また、重要な課題でございました災害時に危険区域となった箇所にお住まいの台帳登載者の方に、いかに優先判断を行い、ピンポイントに効率的な情報提供を行っていくかという対策につきましては、台帳の情報をデータ化し、ＧＩＳを活用したハザードマップや住民基本台帳とリンクを行い、情報提供が必要な要支援者を優先順位の高い順に抽出することができるようなシステムの導入などにつきましても、関係各課と検討を行ってまいりたいと考えております。

避難行動要支援者への情報提供の手段に関しましても、電話による連絡は被災箇所が市内の限定的な区域に限られる場合においては、有効な手段であるともいえますが、今回のような全市的に避難指示の発令が必要であるような災害や大地震などによる大規模災害などが発生した場合には、必然的に時間がかかることや、電話では情報提供が行えない場合も想定され、市のみで対応することは物理的に不可能な場合も考えられますことから、今回も幾つかの地域で対応していただきましたような民生委員や自治会長の方々を中心とした地域での自主的な避難対応などにつきましても、全市的に取り組んでいく、またご協力をいただく必要があるものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今、答弁していただきましたＧＩＳ(地理情報システム)と連携したこの新しいシステムの導入というのは、まずもって急いでやられるべきだというふうに思います。これを導入することで災害が発生している場所で連絡などを行う優先順位の高いところを認識できるということでございますので、７千人全員に対して一斉に連絡できればいいんでしょうけど、やはりどうしてもタイムラグが出てくると思いますので、そういった部分で、より効率的な情報伝達として危険度の高いところからやるというのが、取り得る現実的な部分だと思いますので、そのシステムを導入していっていただければと思います。

また、今回の対応を聞いておりますと、市が連絡を入れたときには、既に地元の自治会長でありますとか民生委員の方等が先に対応されていたというふうな事例も少なからずあっているということからしましても、今回のように市から集中的に電話連絡を入れて情報収集を図るというふうな業務の流れというのも一度、改善の余地がないのか検討されたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

この点につきまして、私が以前、提案させてもらったこともありますけども、自治会の単位くらいで地元に住む消防団でありますとか、職員のＯＢの方でありますとか防災リーダーの方、そういった方を活用して独自にその地域のまず細かい情報が収集できる体制というのを地域のほうにつくっておいて、市とそこから情報共有を図るという業務の流れのほうが迅速かつ正確な情報収集が可能だと考えます。避難情報などまさに一刻を争うものですから、より早く、正確にやる仕組み、制度をつくるべきだというふうに指摘をさせていただきます。

また、先ほど申し上げましたテレビをネットにつなぐことで、双方向性というふうなのも実現できる。また、かなり場所を絞り込んだ情報の提供ということもできるらしいのでそれを利用すれば安否確認とかいうのも、うまく行える可能性もあるのではないかと思いますので、そういう意味でもぜひ、本気で検討していただきたいと思うんですが市長、ご答弁いただけませんでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　この情報提供のあり方につきましては、質問議員が言われますように、避難行動要支援者などに当たっては特に重要なことだというふうに理解をいたしております。先ほどから提案をいろいろいただいております。これにつきましては十分研究させていただきたいと思っております。費用の問題等が当然発生すると思いますので、そこにつきましては、そういった補助事業はないのかどうか、こういったことも含めまして検討させていただいて、情報提供のあり方をできるだけ複数の方法でできるようなことも含めまして、考えさせていただきたいと思いますのでどうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　ぜひ、検討だけでなくその先まで進んでいただくことを期待したいと思います。先ほども答弁がありましたように、どうしても個別受信機にしても全世帯、行政ですので公平に平等にというふうな部分が働くかと思うんですけども、やはりできるところからしっかり整備していくという考え方も必要かと思いますので、そういった部分で検討を進めていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

　次の質問に移らせていただきます。国際化への取り組みということで聞かせていただきます。まず訪日外国人の急増でありますとか、新しい在留資格の創設が検討されております。そういったことで今後ますます、日本の国際化というのが進んでいく状況が整っていると思います。少子高齢化、人口減少、労働力不足などの課題を抱える我が国にとりまして、平均年齢が若く、消費意欲が旺盛で成長を続けている近隣諸国の存在というのは魅力的でありますし、日本人が今後、海外に出て働く場面というのも今まで以上にどんどんふえていくんじゃなかろうかというふうに考えます。

このように飯塚市の今後を考える上で国際化というのは、地域活性化、労働力の確保、新規事業創出、地場産業育成などの点で非常に重要なキーワードであるというふうに私は考えています。こういった視点から、今回質問させていただくんですけれども、まず市長のほうにお尋ねします。今年度、本市に新たに国際交流推進室という部署を設置されたわけですけれども、その設置の目的及びその意図についてまずお考えをお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　第２次飯塚市総合計画の中にも触れておりますが、本市としましても社会の急速なグローバル化の波にのまれることなく、国際的施策に取り組まなければならないと思っております。今、質問者がこのような傾向にあり、そしてまたポイントとして、こんなことも考えられるというようなご指摘がありましたが、本市の中での具体的な事象で言いますと、既に留学生等が市内で生活をしておられますが、その方々が現在、本市での生活に満足されているのか。また、何か不満や問題点があるのか。残念ながら現実問題として把握できておりませんので、そうしたことも今後、しっかりと把握する必要もあると思っています。また、労働力不足といった社会問題に関しまして、既に市内でも民間レベルでは、外国人の雇用も進められております。今後ますますそれは、必要性を増してくるものだと考えております。そうなりますと、外国人労働者や外国人居住者は増加していくことになります。その方々に対しまして、どんな支援が本当に必要なのか、日本の文化や生活習慣に関する教育が必要でしょうし、また今度、逆の立場で外国人の方々とともに生活する本市の皆さんにとりましては、理解を求めることも必要になってきます。地元企業の中には海外進出を模索している企業もあると聞いておりますので、そうした企業への支援についても必要だと考えています。

このように、これから急速な国際化が進むであろう、この日本の社会の中にありまして、これから訪れるいろいろな新たな社会問題の解決、また本市独自の国際化のための環境を整備をする必要がある。さらには、今取り組まなければ、時代に遅れた飯塚市になってしまうという危機感も感じましたので、それらを解決する専門の部署として、国際交流推進室を設置したものであります。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

大体、市長が国際化ということに対してどういうふうに捉えられて、それを今後の飯塚市に生かしていけばいいのかというところの大体のイメージがわかりました。実際に今年度からこの国際交流推進室が動き出しているわけですけども、現在はどういった業務に取り組んでおられるのか、まずその点の答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　国際交流推進室長。

○国際交流推進室長（原田一隆）

　現在、国際交流推進室では、人とまちと世界がつながる国際都市いいづか、外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち、全ての方に優しく、そして温かい飯塚市、この実現に向け、仮称でございますが、国際化推進基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。また、昨年度までは教育委員会にて担当しておりました姉妹都市交流事業を今年度より所管するようにもなりましたので、サニーベール市の中学・高校生のホームステイ等の受け入れ事業や、今年度よりは、グローバル人材育成事業というふうに名称を変えましたが、中学生等の海外研修事業にも取り組んでおるところでございます。さらには地元企業の方々に対しましては、外国人の雇用や海外への事業展開など、国際化に向けた意識改革を促すセミナー等の開催にも取り組んでおります。さらには、９月９日、今度の日曜日でございますが、嘉穂劇場にて行われます「スタートアップワールドカップ２０１９日本予選九州大会ｉｎ飯塚」。この大会は、世界のスタートアップ企業や個人の方が自社または自分のアイデアや企画を３分間という短い時間で発表することでＰＲを行い、最終的には世界の投資家たちからの投資の獲得を目指すというピッチコンテストでございますが、こうした世界的な規模の大会の開催にも取り組んでおります。この場をお借りしましての宣伝になりますが、「九州から世界を目指せ」をキャッチコピーに取り組んでおり、ぜひとも多くの市民の方々に観戦に来ていただきたいとＳＮＳ等を活用するなどして現在、ＰＲも行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

大体の今の取り組み状況というのは、今のでわかったんですが、先ほど答弁の中で仮称でありますけれど、国際化推進基本計画の策定をしておるというふうに言われたんですが、この計画というのは、まだ進められている段階でしょうけども、具体的にどういった形での計画を考えていらっしゃるのか、現時点で構いませんのでお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　国際交流推進室長。

○国際交流推進室長（原田一隆）

　この計画は、グローバル化の急速な進展により人・もの・情報の交流が活性化している中で、世界に目を向けて、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生や、海外との国際交流、経済交流を通じて国際化を推進していくことで、魅力あふれる人づくりとまちづくりを目指すものにしたいと考えておるところでございまして、１つの柱は、国際交流・経済交流を、もう１つの柱には多文化共生を掲げたいという構想を描いております。国際交流・経済交流の面では、市民や団体、企業などが国際交流・経済交流を通じて魅力の向上や新たな活力を生み出すものにしたいと考えております。多文化共生の面では、異文化の正しい理解と尊重により、差別や偏見のない温かな心を育て、外国人に優しく住みやすいまちを目指すものにしたいと考えております。そして、それぞれに施策と目標を設定することによって円滑に国際化を推進していくための計画にしたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　計画の柱として２本柱を立てるというふうなことだと思います。国際交流と経済交流という柱と、もう１点、多文化共生という２本立てで進めていかれるということですけども、作成途中でありますが、その２本立てという部分で、もし現時点でもう少し踏み込んだ部分でお答えできる部分がございましたらお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　国際交流推進室長。

○国際交流推進室長（原田一隆）

　現在策定中であり、案の段階ではございますが、例といたしましては、国際交流・経済交流の面では、姉妹都市との交流、教育スポーツを通じた交流、経済交流の推進及び観光インバウンド事業など、国際観光の推進等を考えております。多文化共生の面では、多言語等による情報発信、外国人への生活支援、国際理解の推進、多文化共生の地域づくりなどを考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　この計画が大体どの段階までにつくり上げられる予定なのか。また、その作成段階ということですけれども、現時点でその作成自体をコンサルなどに外部委託される考えなのか、そのあたりご答弁いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　国際交流推進室長。

○国際交流推進室長（原田一隆）

　計画の策定につきましては、本年度中の策定を目指しております。外部委託は現時点では考えておりません。内部組織で策定する考えでございます。先進地視察や先進地の計画等を参考に、また、国やジェトロ（日本貿易振興機構）などの支援事業等の把握に努めまして、計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今、策定されている計画については、単に事業をまとめるだけの計画にならないようにきちんと戦略を描いてつくっていただきたい。先ほどもありましたけども、可能な限り目標を数値化して策定していただきたいというふうに要望します。

また、時間を要する地道な活動というのがまず重要だというふうにも思いますけれども、一方で飯塚市が国際化に対して新たな課をつくってやられようとしているということですので、しっかり、積極的に取り組んでいるということを外にアピールするということも大事なんじゃないかというふうに思います。なかなか国際化というものに対して問題意識を持たれている自治体はあるでしょうけど実際に動かれているところは、まだまだ少数ではないかと思いますので、そういった意味では、今、しっかり取り組みを始めるというのは重要なことかと思います。

現在、取り組まれているお国料理バザー、１０月のいいづか街道まつりにあわせてコスモスコモン広場でされているような分で、市内の留学生などがそれぞれの国の料理を提供してされているイベントなどもあっておるようですけども、そういったイベント等をもっと支援されて大きな規模で開催されて市民と海外の方の交流の場というのをつくっていくというのも、１つの方法でもあるでしょうし、そういった形でされていけば、情報発信という意味でも目立つ動きもつくれるのかなというふうに思いますので、ちょっとこういった部分でしっかりやっているんだよというふうにイメージをつくっていくというのも一方で大事でしょうから、そういった部分も、今後検討していただくことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午後　１時４５分　休憩

午後　１時５５分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。４番　兼本芳雄議員に発言を許します。４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は自然災害時の危機管理における意思決定と避難所の目的や役割についてお尋ねしたいと思います。

小中学校の自然災害時の休校などの判断に関しては、先ほど質問もございまして、答弁がありました。教育委員会が判断する場合と学校が判断する場合があるというふうなことでしたが、学校が判断する際に、気象庁や飯塚市などから出された警報等から校区がどのような状況下にあるのか、また今後どのような状況が予想できるか等を検討し、休校の判断をするということはできるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校では飯塚市の防災メールによりまして、市内の気象情報や土砂災害に関する情報、また避難に関する情報などをリアルタイムで知ることができますので、これらの情報や校区の実際の被害状況などを確認して、休校の判断を行うこととなります。今回の災害を経験いたしまして、子どもの命を守ることを第一に考えたとき、学校独自で判断していく場面も今後十分に想定されることから、改めて気象情報の持つ意味や今後の予測、また飯塚市災害対策本部の体制や、本部から発令される情報とその根拠など、学校が学ぶ機会を気象庁や防災安全課の協力を得てできるだけ早い時期に持ちたいと計画をしているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　ということは可能だということですね。そのためには研修会等を行って、今後、計画的に行っていくということだと思いますので、それが実行できるようにお願いしたいと思います。次に、豪雨や大雪の場合には、地域差が生じるから、各学校判断に委ねるという考えはわかります。ただ学校が素早く的確に判断できるのかとの疑問も私は持っております。学校判断と言いましても、校長先生だけで判断されるのではなく、教頭先生やその他の先生方と話し合いながら、組織として判断されるというふうに考えてよいのでしょうか。また、教育委員会からの助言もあるというふうに考えてよいのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校で判断する場合は、議員がおっしゃいますとおり学校長や教頭、主幹教諭など、組織といたしまして協議をいたしまして、最終判断を学校長が行っております。もちろん、相談がありますれば、教育委員会からも助言などを行っていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

児童生徒の命を守るためには、迅速かつ的確な判断ができるようお願いしたいと思います。あわせて保護者は、災害情報が発表されるたびに不安になるものです。また学校からの情報が来ないことには、そこに関しても自分たちがどのように動いていいのかということで不安になっております。学校で判断されるというのであれば、どんな基準で判断するのかについても、ぜひ保護者と共通理解を図っていただきたいと思います。

続いて、災害時に児童クラブが閉所するということはあるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　児童クラブは保護者が労働等により昼間、家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供する事業ですので、台風や豪雨の際でも保護者の方がお仕事につかれる以上は開所いたしております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　学校が臨時休校になるのは、登下校が危険だからということだと思うのですけれども、児童クラブの子どもたちは、それで大丈夫なのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　児童クラブは保護者の送迎が原則となっております。さらに学校が臨時休校になった場合は、必ず保護者が送迎するようになっておりますので、子どもだけで登下校させることはございません。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　では、例えば児童クラブが、災害のため使用できない場合等が考えられるかと思います。そういった場合には、例えばほかの児童クラブに行ってもらうのかとか、そういう臨機応変的な対応というのができるのかどうかと、そういう判断をするのは教育委員会がされるのかどうかお伺いいたします。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　確かに、災害によりましては児童クラブの施設そのものが使えなくなる場合も想定はされます。そのような場合には、今児童クラブは学校に併設しておりますので、学校の校舎などを利用して、いわゆる児童クラブの事業を実施することもございます。そういった判断につきましては、児童クラブと学校とそれから教育委員会と協議をいたしまして、開設場所などを検討してまいることとなっております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

児童クラブは働かれている保護者の方にとって、なくてはならないものであり、閉所になると多くの方がお困りになるというふうに思います。事前に休校が決められている場合は、児童クラブも準備されているんでしょうけれども、今回のような早朝に休校判断がなされた場合などは、結局休校になれば児童クラブを開けなくていけないということでしょうから、児童クラブがすぐに開所できないこともあると思います。幸いに部長も言われましたように児童クラブと学校は、通常、隣接しておりますので、ぜひそのあたりの連絡の共有を互いに協力し合いながらとっていただくような体制を築いていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、自然災害時の保育所・こども園の意志決定についてお尋ねします。保育所・こども園における災害時の対応はどのようになっているのですか。今回、７月６日からの災害において保育所・こども園では、どういった対応されたのかお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　７月６日の災害時における保育所・こども園の対応につきましては、市内３１施設全て開所しております。なお、私立保育所１園におきましては、保育所の前面道路が冠水しておりましたことから、早い段階で園の判断で保護者に連絡をとり、登園を控えるなどの対応がなされております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　では、今回の災害で市の対応といったらどのようなことをされたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　随時災害情報の収集を行い、道路状況の通知や午後３時に全市に避難勧告が発令されましたので、お迎えを早めるなどの柔軟な対応を行う旨の通知を全保育所・こども園に対し、ファクスで通知を行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　一般的な災害時におきまして、保育所やこども園の対応というのはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　各保育所・こども園では、各園におきまして、保育所保育指針に基づき、災害時の対応マニュアルを作成しております。そのマニュアルに従って対応することとなっておりまして、災害時における対応の意思決定につきましては、各園長が判断し対応することになっております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　では、子どもたちまたは職員の皆さんの安全確保というのはどのようになっていますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　安全確保につきましては、災害対応マニュアルに沿って対応することになります。マニュアルに沿って行動していただくことにより、子どもたちと職員の安全を確保することになっております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　災害時の対応はマニュアルに沿って行動するということですけれども、そのマニュアルは、各保育所・こども園がそれぞれ独自に作成されているということですよね。そのマニュアルに関して行政としてはどのようなかかわり方をしていらっしゃるのですか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　質問議員ご指摘のとおり、災害対応マニュアルは、各保育所・こども園において、保育所保育指針に基づき、各園が独自に各施設長が作成しているところでございます。マニュアルの行政のかかわり方につき関しましては、毎年福岡県が実施しております、保育所の指導監査の際に、市も県に同行いたしまして、県及び市とで作成状況の確認を行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　今回、他市においては、どういう対応を行っていたのかおわかりであれば教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　直方市では市の保育協会の会長より、市に対し、お迎えの時間を早めるなどの申し出があり、協議を行い、市から各園に対し、６日、７日の開園縮小の指示を出しております。嘉麻市、桂川町では、各園長の判断により、６日の午後から保護者に対し、お迎えを早めるための対応を行いまして、７日は通常どおりの開所をしております。久留米市では、平成２９年度に災害時には各施設長の判断で、休園もしくは自宅待機の措置をとる取り組みを行っておりまして、これに基づき、６日はお迎えを早めるなどの対応をし、７日には私立保育所・こども園、７５園中７園が休園しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　今回のような災害があった場合に、今の答弁でわかったように、何かしらの市の対応が求められているのではないかというふうに思います。公私立一定のルールがあってもいいのではないかというふうに思いますが、どうお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　保育所、こども園につきましては、原則として開園はしておりますが、質問議員がご指摘の今回のような災害時の対応における公私立保育所等の一定のルールづくりにつきましては、飯塚市私立保育協会と協議をして検討していきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　本市は将来的に保育所、こども園の運営を私立に任せていく方向だというふうに私は理解しているんですけれども、災害時の地域防災計画では、経営方針として、市民等の生命、生活及び財産を保護することが最大の目的だというふうにうたっているわけです。全てを公私立保育所・こども園に任せるのではなくて、今回のような早朝からの豪雨、また今回のような早朝からの豪雨は初めてのことですし、マニュアルどおりの対応ができたのか、マニュアルが今回のような豪雨の場合を想定していたのかなど、保育所やこども園等と検証し、マニュアルの内容もあわせて、先ほども答弁ありましたけれども、行政と共同で検討していっていただきたいということを要望いたします。また担当課にも、そのような対応をぜひお願いしたいと思っております。北九州市では、これはちょっと小中学校になるかと思うんですけども、北九州市では、豪雨が登校時間帯であったということから、休校判断について災害時の避難に関する検討会で意見が交わされたという記事が新聞に掲載されていました。非常変災時の学校の対応や児童センターの開所においても、第一に市民等の生命を保護することを最大の目的として運営を行っていただきたいということを教育委員会にもお願いいたします。以上でこの質問は終わります。

　次に、今回の災害では、過去に例がない多くの方が避難所に避難をされました。飯塚市対策本部において、避難所運営マニュアルは作成されているということでしたが、その避難所の配置や役割というのはどのようになっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難所の配置につきましては、避難所班を組織いたしまして、避難所の開設、支援を行うようになっております。また役割といたしましては、災害から市民の命を守るために安全に避難できる場所を提供することとマニュアルにはなっているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　例えば、避難所となっている交流センターであれば、旧飯塚市の場合は係長が、旧町はセンター長と係長が避難所班の担当というように認識してよろしいんでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難所班は、まちづくり推進課が中心となって行っていただいておりまして、交流センターにおいては、交流センターの施設におる者にやっていただいておりますので、その方かどうかということは別といたしましても、その施設の運営に当たっているものがやっているというふうに理解しております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　旧飯塚市でいけば、飯塚市の職員というのは係長だけしかいないんです。それ以外の方は嘱託か臨時採用だと思うんですが、その方たちも避難所班ということでよろしいんでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　はい、そのとおりでございます。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後　２時１２分　休憩

午後　２時１２分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（安永明人）

　大変失礼いたしました。職員の任務でございますので、正規職員でございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　先日、検証会が行われたみたいですけれども、実際にどのような配置と役割ができたのかお知らせください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難所班からの報告では、運営マニュアルの周知不足、それから避難所施設との調整ができていない。また、班体制の調整が不十分であった。また、避難所運営職員の知識不足などによりまして、避難所での対応がスムーズに行えなかった点もあったということがございました。これらのことから、避難所責任者や施設管理者の明確化、それから避難所開設訓練の実施などにより、この解決を図ってまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　次に、避難所での地域住民の役割についてお尋ねしたいんですけれども、避難所には、先ほどの質問がございましたが、自助、共助、公助が必要であるというふうに言われていますけれども、避難所において、それらについてはどのように考えられていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　災害時には、長期にわたって避難生活を強いられることも考えられるため、いかに良好な避難所環境を提供するかが課題となります。少人数の市職員だけでは、避難所運営が行き届かないことが想定されますので、地域での共助による運営をしていただくことによって、避難所のさまざまな事情に配慮がなされた避難所環境が整うと考えております。また、市といたしましては、大規模災害が発生したときには、まず人命救助活動に力を注ぐことが大切でございます。その後、いち早く復旧、復興に取り組むことも重要でございますので、そのためには市職員が当該業務に従事できる体制をとることが必要でございます。このため、できる限り公助に頼らず、自助、共助により地元の自主防災組織等が中心となり、自治会、民生委員など地域の代表者の方、また、その他の避難所の利用者の代表者などによります、避難所の自主運営が行える体制づくりが必要であるというふうに考えておるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　そのような考えのもと、市民にはどのような説明をこれまで市でされてこられましたでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　地域防災リーダーの研修や地域での防災研修の折りに避難所運営のあり方についての考えを説明いたしておるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　避難所のあり方というのは、先ほど答弁のあった内容ということでよろしいですね。では、今回の災害時にはどうであったのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難所の開設、運営から撤収までの手順についての具体的な研修などは実施がまだできていない状況でございます。今回の災害時におきまして、各避難所での避難者や地域の方のご支援やご協力をいただいた事例は聞こえてまいりましたけれども、共助によります避難所の自主運営を行う状況にまではまだ至っておりませんでした。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　避難所内での配慮を要する人への対応については、どのようなことが必要だと考えられていますか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難所では、要配慮者に配慮し、必要に応じ福祉避難スペースや個室などを利用できる配慮を行うことが重要かというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　要介護高齢者の対応というのは、どのようになっていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　介護が必要な高齢者の方などには、避難所におきまして、医療や介護相談などを受けることができる体制づくりが必要なことから、災害対策本部の避難所班、それから避難行動支援班、医療班などの関係する班におきまして、協議を行い、高齢者のニーズの把握を行いまして、必要な情報提供及び対応を行うことといたしております。また、避難所での生活が困難な高齢者には福祉避難所への移動や施設、病院への入所・入院を含めた対応を行うことといたしております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　今、答弁いただきました高齢者のニーズの把握を行い、必要な情報提供及び対応を行うことというふうにおっしゃられましたけれども、具体的には、どういったことになるんでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　これにつきましては、この情報の内容にもよりますが、個人情報等もございますので、今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

例えば、これ自主防災組織が避難所を運営していくといったような場合に、誰が要介護者なのかっていうのがわからないわけなんです。それから、１人で、いろいろ事情があるんですが１人で避難されて来られる方もいらっしゃいます。ということもあるし、誰に要は情報提供をするのか。そして、それをもとに誰が指示を受けて動くのかとか、誰がそういう対応をしていくのかといったことをちょっと具体的にしていただかないと、なかなか動けないのではないかというふうに思いますので、できればそのあたりは早急に検討いただきたいというふうに思っております。

次に、特別な配慮を要する人への対応について、マニュアルではどのようになっていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　運営マニュアルにおきましては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する人につきましては、健康状態、家族や周囲からの支援状況など、さまざまな事情を考慮し、必要に応じて優先順位をつけ、一番困っている人から支援をするなど、臨機応変に対応することとなっております。今回の７月豪雨の際には、配慮を要する一部の避難者につきましては、福祉避難所ではなく、ショートステイとして施設に受け入れをしていただく形で対応していただいたことがございました。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　今、さまざまな事情を考慮し、必要に応じて優先順位をつけると、先ほども答弁、別の質問ときにもあったと思うんですが、さまざまな事情を考慮し必要に応じて優先順位をつけるというのは、これはどなたが判断するんでしょうか。避難所を運営する職員の方ですか。それとも自主防災組織で判断するというふうに、どのようにお考えなのかお伺いします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　これにつきましては当然、職員等がかかわらないと難しい部分があろうかと思っております。だからこういったものにつきましては、自主防災組織で運営を当然していただくようなことを将来考えておりますけれども、そこについては、このようなつけ方をどのようにやっていくのかいうことについては、行政のほうから、ちゃんと説明をできるように、そういうことをつくっていきたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　次に、災害対策本部と避難所間の情報収集というのはどのような形になっているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　飯塚市地域防災計画では、各部に連絡員を置き、本部からの情報及び指示を各部の班の責任者に伝達することとなっておりまして、避難所班を通じて本部から情報提供や各避難所からの情報報告を受けることとなっております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　それでは、今回の災害のときに避難者への情報提供というのがなかなか難しかったような状況だったと思うんですけれども、実際、その情報提供というのは、どのようにするとかっていうふうに決まっているのかおわかりになれば教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難者への情報提供ということでございますが、避難所の出入り口や受付など、避難者、利用者が見やすい場所に情報を提示して、各種情報やチラシを配布するなど、情報を共有することというふうになっております。また、車中泊の方に対しましても、ホームページ、ＳＮＳ、テレビ、ラジオ、ポスター等によりまして、避難者支援に係る情報を周知することというふうになっております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　あと、避難所で家族と連絡をとりたいんだけれども、ということで高齢者の方で携帯電話もない方もいらっしゃると思うんです。そういった場合にはどのように連絡のとり方についてお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　基本的には、ご自身の携帯電話などによりまして、連絡をとっていただきたいと思っておりますけれども、今言われましたようにお持ちでない方、高齢者の方等もございますので、避難所内に情報掲示板や看板を設置いたしまして、避難者が情報共有できるように配慮をいたしたいと思っております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　公衆電話とかの設置って、大体してあるんでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

一部あるところもございますけども、全部あるわけではございません。

○副議長（佐藤清和）

４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　多分、公衆電話等あれば、直接ダイレクトに連絡がとれると思います。もし公衆電話がどうなのかというのはわかりませんけれども、検討していただければというふうに思います。では、あと情報の収集の方法として、テレビであったり、Ｗｉ－Ｆｉの設備であったりというのが必要ではないかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　テレビにつきましては、避難所の設備や配線など配置に関する個別の難しい状況もございますけれども、Ｗｉ－Ｆｉの整備につきましては、平成３０年度におきまして、指定緊急避難場所のうち１３施設に配置する計画となっております。今後は他の指定避難所におきましても、民間の通信事業者の活用も模索しながら、このＷｉ－Ｆｉの整備を検討する予定といたしております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　ぜひお願いしたいと思います。次に、水、食料生活物資及び生活場所の提供についてお伺いしたいんですが、先ほど、水や食料に関しての質問があって答弁はあったと思います。私もこの日、飯塚片島交流センターにおきまして、対応させてもらったんですけれど、情報では、食料が届くということだったんですけど、結局やはり届かなかったんです。たまたま交流センターに食料がありましたので、それを利用して避難者への食事を提供することができました。ただ、待っているだけではだめだと思うんですが、ほかの方法で、聞いたところによりますと、生活必需物資等の供給に関する協定というのを結ばれているというふうにお伺いしておりますが、内容がわかれば教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　これにつきましては、災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定書というものを、事業者のほうと交わしているところでございます。物資の範囲につきましては、食料品、飲料水、日用品、医薬品等でございまして、これらの物資の内容といたしましては今現在、１１社の相手方と協定を交わしているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　この件に関しましても、その避難所班の方が知っている、知っていないということで、大きく変わってくると思うんです。情報の徹底をお願いしたいと思います。また、輸送経路が寸断された場合の対応なんですけれども、これも先ほどご答弁ありましたので、市が長期保存が可能な食料等を避難所に備蓄するというふうに先ほど答弁されておりましたが、これは、そういった私の今の理解でよろしいんでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　全ての避難所というわけにはなかなかいきませんけれども、こういったことは進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　次に、避難者の生活場所としての空間スペースをどのように考えているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　避難所におきましては、通路をつくり、避難者の行動がスムーズにできるレイアウトづくりが必要でございます。特に障がい者や高齢者は壁をつたって歩行することがございますので、壁のすぐ横は居住スペースを設けず通路の確保に努めるようにいたしております。居住スペースとしましては、広い体育館などの施設におきましては、世帯単位で受け入れ、自治会や地域ごとに分けるなどコミュニティづくりにも配慮いたします。また、交流センターのような和室や会議室などの区割がある施設におきましては、高齢者等の配慮者に考慮するなど、状況に応じた各部屋ごとの受け入れをいたしております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　今回、寝具等が非常に不足していたのではないかというふうに思ったんですけれども、この寝具などの確保なんですけれども、これは十分にできているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　今回の豪雨による避難の際に、十分な寝具が確保されていなかったのは事実でございます。今後は外部からの支援を含めまして、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　災害時の炊き出しに関してなんですけれども、食料の問題とかもあると思います。地域防災組織などがやっぱりでき上がらないと、ちょっと難しいのではないかと思うんですけれども、今、炊き出しというのはどのようにお考えなのかを教えてください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　食料や物資が避難所に届かない状況が長期化する場合など、必要に応じて炊き出しを行うことが、本市の地域防災計画にも規定をされております。炊き出しは、市職員だけでは行えないことから、必要に応じて、自主防災組織等に協力を得て実施をしていく必要があるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　次に、自然災害時における市民の財産をどこまで守るのかということについてお尋ねします。避難所におけますペット等の動物救護対策については、どのようになっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　今回の豪雨におきましての事例といたしまして、避難所でございます九州工業大学では、ロビーに犬をつないで対応しております。そのとき１世帯は犬が衰弱していたため、家族と一緒に部屋を確保する対応を九州工業大学のほうにしていただいたところでございます。また、頴田交流センターにおきましては、車内で犬と一緒に避難されていたとのことでございました。その他、犬を連れて避難したいとの問い合わせが２件ほどありましたけども、これにつきましては結局、避難はされておりませんでした。避難所におけますペットの飼育スペースにつきましては、通常の避難者との動線が交わらないように配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となります。現在、避難所ごとにペットの飼育スペースは確保できていないため、今後、飼育スペースやルールづくりについて、他市の状況等の調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。なお、福岡県が作成いたしました災害時ペット救護マニュアルの中には、避難所においては、飼い主による適正な飼育管理を行うようということが規定をされていますことから、このことについても市民に啓発等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

ペットに関してはアレルギーの方とかもいらっしゃると思いますので、ペットが預かれる避難所、そうでない避難所などの区別は必要なのかなというふうに思います。ただペットも非常に飼っている方も多いわけですから、このあたりも計画の中で具体的に分けていっていただきたいというふうに思います。

次に、避難所におけるコミュニティの形成についてお尋ねします。避難所ではたくさんの方が避難されることも想定できます。では避難者の生活ルールづくりについては、どのようにすべきだとお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　災害発生時には、避難所を開設した後、地域の役員や自主防災組織の長などを中心に、市民みずから主体となって施設管理者や行政職員と協力いたしまして、避難所を利用する人々のさまざまな事情に配慮しながら避難所を運営する自主運営が原則と考えます。また避難所運営マニュアルでは、避難生活が長期化する場合、避難所利用者の代表者の方、また自主防災組織、行政担当者によります避難所運営委員会を設置し、避難所運営のルールを作成することとなっております。こういったことにつきましては、平常時に地域での案を作成することが望ましいというふうに考えておりますので、そのための支援を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　今回の避難の中でも、例えば授乳室の問題、それから子どもの声がうるさい、別の部屋にしてもらえないかといったような問題がいろいろありました。こういったスペースというのは、今避難所ではどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　子どもの遊び場になるようなスペースなどの確保に関しましては、避難者が多くなった場合は、受け入れることが先決でございますので、対応は難しいというふうに考えておりますが、長期避難生活が続く場合などは、避難者の負担や不安を軽減するためには必要なことだと考えております。また、授乳室としてのプライバシースペースにつきましては、パーテーションの設置によりましてスペースの確保を行ってまいります。さらによりよい環境の避難所がある場合には、そちらに移っていただくなどの配慮をいたしているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　各地域における特別な配慮を要する人数というのは、先ほどから答弁でありました約７千人ということでした。これは毎年民生委員さんに依頼されて、調査の上、登載されておるというような答弁いただいておりました。この調査範囲なんですけれども、自治会に加入されている方が対象なのでしょうか。それともそうでない方も含まれているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　調査の対象者でございますが、それは自治会の加入、未加入は関係なく、民生委員さんにお願いしているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　各避難所の収容人数というのはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　飯塚市地域防災計画におきまして、避難所一覧表を掲載いたしております。その中で、各避難所ごとの収容人数を示しておりまして、風水害につきましては、指定緊急避難場所が２１施設、また指定緊急避難所を兼ねていない指定避難所が４５施設、あわせまして合計６６施設がございまして、これの総合計の収容人数といたしましては、４万３９０人となっております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　今まで答弁いただいたんですけども、避難所でのプライバシースペースの確保や、ペットの飼育場所の選定などを例えば検討されていった場合、現在の避難所だけでは避難者の収容スペースが不足するのではないかというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　今回、開設いたしました避難所では、一部の避難所におきまして、想定収容人数を超えたところがございまして、避難場所を拡大したことも確かにございました。避難所でのさまざまなスペースの確保については、現在の避難所で不足することが確認されたときには、近隣の避難所と調整を行うなど、収容スペースの確保には努めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　そうなったときではなくて、できれば事前にある程度考えられて、していただければというふうに思います。今の答弁からいきますと各避難所には、どのくらいの市の職員数が必要か、先ほどの答弁では交流センターであれば１人か２人ということだと思います。それで大丈夫なのかどうか、再考しなければならないのではないかと思いますが、どのように思われますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　これにつきましては、先ほど午前中の質問の中でも答弁いたしましたけれども、避難指示を発令し、避難者数の増加や避難生活が長期化するような災害が発生した場合、災害箇所の対応や災害発生後の復旧業務等が発生いたしますため、対応できる職員数には限界がございます。各避難所開設時には、それぞれ数名の職員は常駐をさせておりますけれども、避難所の長期化が見込まれた場合には、地域のリーダー的な方々と必要最小限の職員で協力し、避難所運営を行うようにと考えております。地域のリーダー的存在となっていただくために、市が進めている地域防災リーダー研修への参加や、自主防災組織の設立を進めまして、設立後は各地区で避難所訓練や避難所運営ができるような研修会の開催などにも努めてまいりまして、この避難所運営については行っていきたい。市の職員につきましては、確かに、市の職員でなければできない部分もあろうかと思いますので、それについては必要最小限度の職員は確保しながら、先ほど言ったような長期化する場合については、地域で担っていただくというようなことを考えていきたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

今までの答弁から、私はちょっと基本的な問題点が確認できたのかなというふうに思っております。第１に避難所班の今ちょっと答弁いただきましたけれど、人数が不足しているということなんですね。職員だけでは避難所の運営ができないことは私もわかっております。確かに、住民の共助による運営は不可欠だと思っております。しかし、特別な配慮を要する人への対応に優先順位をつけることや本部との情報共有のための業務として、避難所での正確な受け付け人数の報告とか、避難所の状況を逐一報告すること。それから必要な物資の確認や報告、または避難所での準備・指示、医療や介護、相談等、避難所班が行わないといけないと。何人いるのかなと。１人や２人でできるのかと。はっきりとそういう疑問を持っております。避難所班として配置された１人や２人の職員では本当に到底できないんではないかというふうに思っております。しかし、この業務は、ここでも今、部長がおっしゃられましたけど、市民にはできないことです。

また、女性被災者に対しても女性特有のニーズに対応しなくてはいけません。男性では対応できないこともあると思います。本市のマニュアルにも女性職員をもって努めてニーズの把握を行うというふうにうたっております。配置人数ですね、これはもう市の職員でしかできない部分というのを確認していただいて、ぜひ再考していただければというふうに思います。

第２に自主防災組織を運営させるためのマニュアルはあるかもしれませんけれども、それぞれの地域性や地域にある施設の収容スペース、収容場所、特別な配慮を要する人へ配慮するための防災組織の役割や人数等に具体性がないんじゃないかというふうに思います。

今回、避難所、避難指示が出てから約４時間くらいの間に多くの方が避難されました。答弁では収容人数との割合で単純計算すると、特別な配慮を要する人が７千人ですよね。約６分の１くらいの人数になってくるんです。今回も特に高齢者の方が多かったというのは間違いないと思うんですが、この高齢者の方って荷物を持って来られた方も非常に多かったんですね、その方たちの荷物を預かったり、受け付け手続を行ったり、避難スペースへの誘導を行ったりするわけなんですけど、ある程度この４時間に避難者が集約されてきたんですけれども、そういった場合に、どのくらいの人数が必要なのか。ある程度、今回３０分おきで避難者の確認ができていると思います。そういったところからある程度私は、市のほうで具体的な、このくらいいなくてはいけないぐらいの最低限の数字なんかも出してもらえればいいのかなというふうに思っております。

それと情報をどこまで自主防災組織と共有できるのかという問題です。マニュアルがあるからではなくて、それぞれの地域性にあった具体的な組織の提案やその地域での防災計画、また情報をどこまで公開できるのかというようなことなどを密な地域との協力体制をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

第３に、自治会のあり方です。避難者の本人確認に時間を要した避難所というのがありました。来られた方がどなたかわからないとか、ご本人が。そういう方も現実にいらっしゃいました。自治会に全ての住民が加入していれば、自治会長さんも御存じであろうし、民生委員の方も御存じであるかと思うので、解消できた問題ではないかなというふうに思っております。今加入率を上げるために、行政や自治会長さんたちが大変な努力をされているのは私もわかっております。しかし、この機会に今までの考え方に捉われず、新しい自治会加入促進方法のあり方を考えるべきではないのかなというふうに思っております。

また、避難所によって環境にも差があります。例えば空調の問題です。いかに良好な避難所環境を提供するのかというような、先ほど答弁いただきましたが、特に今回のような夏の時期には、避難所での高齢者の熱中症なんかも考えられます。災害から市民の命を守るためにも重要な問題ではないのかなというふうに思っております。指定緊急避難場所や指定避難所が学校施設の地域もあるわけなんです。どこの避難所に避難しても、環境の差がない環境づくりをお願いしたいと思っております。

最後に市長にご意見を伺いたいのですけれども、私は、今、学校の空調整備事業を前倒しに行っていただいていることはわかっておりますし、感謝もしております。ただ、熊本市が被災後２年間で市内全ての小中学校に空調を整備したという新聞記事が掲載されておりました。この災害時の活用もできるというように伺っております。そこで、本市において指定緊急避難所や指定避難所となっている学校があるわけなんですけれども、この空調の整備を優先すべきではないかというふうに私は考えております。また、学校施設が防災の拠点というふうに捉えるのであれば、市内全ての小中学校への空調整備を、今、計画されている計画よりも、前倒しして早急に整備すべきではないかというふうに私は考えておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　飯塚の現状では、水害のときには、学校が一時避難所になっておりますのが１カ所だけでございます。しかしながら、まだ交流センターの整備が道半ばでございますので、地震の避難所はほぼ学校がまだ担っている状況でございますので、今、質問者のご指摘どおり、その環境設定が必要ではないかと私も同様に考えておりますので、就任冒頭５年間でとしておりましたのをこれ皆さん御承知のとおり、３年に短縮しておりましたが、さらに、ことしの猛暑で、今ご指摘のような案件もありますので、それを極力短縮できるように、今、設計も含めました計画の見直しを図っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

　４番　兼本芳雄議員。

○４番（兼本芳雄）

　ありがとうございます。今回も、飯塚片島交流センターが収容人数、８時半ぐらいにもういっぱいなったんです。次に飯塚小学校が、指定避難場所ということで、飯塚小学校に行ってくださいという話をしましたら、ここは空調がないから行きたくないという非常にそういう意見を多くございました。ぜひ検討のほど、よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午後　２時４７分　休憩

午後　３時００分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。２６番　道祖　満議員の発言をします。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　質問通告に従いまして、一般質問をいたします。今回は２点であります。まず初めに、文化振興マスタープランに関連してお尋ねしてまいりたいと思います。昨年の６月定例市議会の一般質問で、市の所有する書、絵画、工芸品等の数とその鑑賞方法についてお尋ねしておりますが、その際の答弁では、絵画についてのみを見てみますと、飯塚市では、収蔵しているものが６５８点。その他の公の施設に収蔵１５４点で、絵画等の展示については、それぞれの施設のホール等に展示、保管して、施設利用者に鑑賞していただいていますとのことでありましたが、この約８００点の絵画のうち、この１年間で市民に鑑賞していただいたものは何点になるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

市が所蔵しております約８００点の絵画のうち、この１年で市民に鑑賞していただきました作品数についてでございますが、歴史資料館収蔵の絵画については、資料館で開催いたしております企画展の折りに毎回３０点ほど展示をいたしております。毎年４回の企画展を開催しておりますので、企画展ごとに作品を入れかえていることから、１年で１２０点程度の展示を行ったことになります。その他、市役所を初め、公の施設において所蔵している絵画のうち、１１１点につきましては、現在、常時展示している状況でございますので、概ね２３０点程度の作品を市民の皆様にごらんいただいているものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　美術品のリスト等の整備については進んでおるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ご質問のリスト等の整備についてでございますが、公の施設における美術品の収蔵数などは概ね把握しておりますが、作品名、作者、それから収蔵までの経緯等不明なものもあり、リストとして整備がいまだ完了いたしておりません。確認作業等については、今後も進めてまいりたいと考えております。美術品について、昨年６月の答弁でも申しましたとおり、美術品を初めとした文化財等の保存・活用について、アーカイブによる保存整備を進めることといたしております。現在、アーカイブ化の整備実現に向けて関係機関と協議を進めており、財源の確保ができましたら、早期に着手したいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　それでは、美術品の展示計画はどのように取り組んでおるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　公の施設においては、それぞれホール等に常設されており、施設に赴き、鑑賞していただくことになります。今後は、資料館、庁舎の多目的ホールなどを活用した、さまざまな展示などの企画等をさらに充実させ、鑑賞機会の提供を図ってまいりたいと考えております。現在、飯塚文化連盟を通して、各団体に対し、活動の発表の場所として、庁舎多目的ホールの利用促進を促しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　収蔵している絵画約８００点のうち、資料館、各公の施設で展示されたのが約２６０点。それ以外の約５４０点については、この１年間では展示されてないということでありますけれど、今のご答弁で、庁舎の多目的ホール等を活用してさまざまな展示を行っていきたいと言われておりますけれども、これは昨年の６月定例市議会でも同じ答弁であったんですけれど、この１年間、結果として、庁舎の多目的ホールを使った展示はなされてないというふうに思いますけれど、その通りですか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　おっしゃられますとおり庁舎の多目的ホールにおきましては、これまで幾つかの美術展などは開催されておりますが、本市が所蔵する美術品の企画展などは、その場所では開催できておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　昨年６月の市議会で、「新庁舎の多目的ホールなどの活用を考えており、さまざまな展示の機会などを検討いたしまして、多くの方々に鑑賞の機会を提供したいというふうに考えております」というように答弁されておるんですよ。１年間、何もしてないということになるんじゃないかということですよ。要は、あなたが答弁して１年３カ月たちますけれども、企画も何もされてないということですよね。これはどういうことなのかということを、まず確認したいんですよ。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ご指摘のとおり、これまで、先ほどもご答弁いたしましたとおり、本市が収蔵いたしております美術品の展示会は、展示ができておりませんが、これまでは、そちらの会場を使って、諸藤先生の展示をしていただくなどの取り組みを進めておりました。ご指摘のとおり、庁舎の多目的ホールは、多くの方々がお見えになる建物でございますので、そういうところを活用して、これから本市が所蔵する美術品などの展示をして、皆様に見ていただくようなことを早急に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　だから、それは去年と答弁が一緒だということなんですよ。やはり答弁したら、いろいろ庁舎は限られた施設だから、確かにほかの関係各課との調整もあるでしょうけれど、やろうとする努力をしない限り、役所が持っている８００点の絵画はどんなものがあるかは全然わからないじゃないですか。だからそれを整理してくださいと。それはしましょうと、アーカイブでやっていきましょうと。それは進んでないとは言いませんけれど、少し前向きに取り組んでいますということですけれど、できるところからやりましょうよと言ったら、やりますって言っていたわけじゃん。それがやられていませんねということなんですよ。けど、１年間を見ていて、２階の多目的ホールが３６５日稼働しているかどうかですよ。稼働していたとしても、絵画を展示することができないのかということですよ。庁舎の中に絵画がありますけれど、何点飾られていますか。数えるほどしか飾られてないじゃないですか。２階の食堂のホールのところに、絵画がたしか３点飾られておりました。しかし、それは少女の絵とか３点あったと思いますけれど、どなたが描いた絵かわからない、題名もわからない、ということですよ。飯塚市の文化に対する前向きな姿勢というのは。せめて庁舎にあるものなら、題名なり、作者なり、最低でも飾るべきじゃないですか。そういう努力もしてない。努力もしてないから、市が所有している絵画の、市民に見せたいという、これ財産ですよ。どういう絵があるかわからないんですよね。だからそれを飾ってみてくださいということをお願いしていたんですよ。わかりましたということでしたけれど、今度も同じ答弁です。本当に飾る意思があるんですか。市民に見せる意志があるんですか。教育長、答えたいでしょう。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　おっしゃいますとおり、本市が所蔵する美術品は市民の財産でございます。また、この作品の多くは、本市にそれぞれの思いを持って寄贈してくださった方々の作品でございます。ご指摘のとおり、この１年間は、本市の所蔵する美術品の展示が庁舎の中ではできませんでしたが、今年度何とか取り組みたいと、今、計画もしておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　私の顔から文化とかいう言葉が出ること自体おかしいかと思いますけれど、ぜひ期待していますので、よろしくお願いいたします。

　この質問は終わりまして、続いて自然環境の保全についての質問をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。自然環境の保全についての現状と課題はどう考えておるのか、お尋ねしてまいりたいと思います。飯塚市第２次環境基本計画では、現状と課題として、本市は地域の約５０％を占める山林とそこから流れる遠賀川の本流、その支流河川によって豊かな自然が育まれています。しかしながら、市街地の拡大や圃場の整備など、土地利用や生活様式の変化に加え、近年では、農林業従事者の減少と高齢化が進み、身近な存在で多様な生き物が生息する場でもあった里地、里山、里川が喪失し、森源が荒廃しつつあります。森林は生物多様性の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しています。このため、豊かで美しい里地、里山、里川などの自然環境を保全していくための取り組みや適切な維持管理を行っていくことが必要ですとあります。自然環境を保全していくための取り組みや適切な維持管理を行っていくことが必要と言われておりますが、その取り組みや適切な維持管理はどのように行っておるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　自然環境、森林の保全につきましては、第２次環境基本計画の基本目標の２番目の「自然との共生」に位置づけ、各事業を行っております。適切な森林の管理・保全では、手入れされずになっております人工林、杉、ヒノキといったものにつきまして、荒廃森林再生事業等を行うことによって、森林がもつ多面的機能を発揮させるとともに、緑豊かな森林を次の世代へ引き継ぐための森林整備を実施しております。また環境活動団体等が県の助成金、これは森林環境税を財源とする森林づくり活動保護事業でございますが、これを受けまして、森林・竹林整備の活動や、森林環境教育活動を行っており、その活動団体の活動情報の紹介やイベント参加者募集の広報などの支援などを行っております。森林を守っていくためには市民の意識向上のための啓発、取り組みも重要であり、自然環境体験教室や野鳥観察など自然と触れ合う講座も行っているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　では森林の保全について、国の考え方、方針はどのようになっておるのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　ことし４月に閣議決定されました第五次環境基本計画では、森林の整備・保全について、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の森林の有する多面的な機能を将来にわたり発揮させていくため、適時適切な造林や間伐等の森林施業を面的に行うとともに、自然状況等に応じて、針広交林化、針葉樹、広葉樹の入りまじった森林ということでございますが、これを図るなど、多様で健全な森林づくりを進めることが必要であり、このため、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けた新たな森林管理システムを創設するとともに、仮称でございますが、森林環境税、森林環境譲与税、こういったものの活用も含めた森林の整備・保全に係る取り組みを推進するというふうに示されたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

国の方針は今、部長がご答弁されたようになっておるわけですけれど、今、国では森林法というのがあります。森林法では、市町村の森林の保全についてはどのように取り組むべきか、どのように示されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　市町村におけます森林の保全につきましては、森林法第１０条の５において、「市町村はその区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、５年ごとに１０年を１期とする市町村森林整備計画を立てなければならない」と示されております。なお、森林法におきましては、国有林以外は民有林と定義されており、民有林には個人・会社等が所有する、いわゆる私有林と、都道府県・市町村が所有する公有林に区分されておるところでございます。当該市町村森林整備計画は、森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想でありまして、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得ながら、都道府県や林業関係者と一体になりまして、関係施策を講じることにより、適切な森林整備の推進に取り組むこととしておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　先ほど市民環境部長がご答弁をされておりましたけれど、新たな森林管理システムを国は創設しておりますけれど、これは森林管理法というのが、名称が平成３０年５月２５日に可決成立されております。この法律の施行は、平成３１年４月１日からとなっております。市民環境部長がご答弁されたのは、この法律のことだと思いますが、この法律では経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、担い手を探すとなっておりますが、この法律について、御承知でしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘のとおり、森林経営管理法が可決成立しておりまして、林野庁によれば、我が国の森林の所有は小規模分散的であり、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われないなどの多くの民有林で手入れが不足している状況であり、森林の適切な経営管理が行われないと、先ほどもございました、防災、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることになる。このような中、適切な経営管理が行われていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集積、集約いたしまして、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る新たな制度として、ご指摘のとおり来年、平成３１年４月１日より施行されるものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　この法律の目的は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第５条第１項の規定により立てられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が経営管理権集積計画を定め、経営管理権を取得した上で、みずから経営管理で行い、または経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業の持続的な発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とするとなっております。飯塚市では、平成２９年４月に飯塚市森林整備計画が作成されておりますが、これが森林法にある地域森林計画に基づき作成されていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘の飯塚市森林整備計画につきましては、２０１６年、平成２８年に地域森林計画として、森林法第５条に基づき、福岡県が作成しました遠賀川地域森林計画を指針として、昨年、平成２９年４月１日から１０年間の計画期間として作成いたしております。当該計画は森林法による計画でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ということは改めて確認しますけれど、今度の法律の適用というふうになると理解してよろしいですよね。改めてお尋ねいたしますけど、飯塚市の総面積の約５１％の森林面積があるわけですが、その所有者はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいま答弁いたしました飯塚市森林整備計画を策定いたしました昨年４月現在で、飯塚市の森林面積は１万８１８ヘクタールで、そのうち、民有林の面積が８７７８ヘクタール、林野庁の福岡森林管理署が管理いたします国有林の面積が２０４０ヘクタールとなっており、本市総面積の約５１％を占めているところでございます。また地域森林計画対象の民有林面積が８４３４ヘクタールで、そのうち県、市町村等が所有いたします公有林が１６７８ヘクタールで、個人、会社等が所有する私有林が６７５６ヘクタールとなっております。地域森林計画対象の民有林の面積の８４３４ヘクタールのうち、杉やヒノキを主体とした人工林の面積が４９６２ヘクタールでございまして、人工林の率といたしましては、５９％となっております。また、お尋ねの森林所有者につきましては、全体で、延べ５２５６名。公有林、県、市等も含めまして、延べ５２５６名となっておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　では、森林の所有者による管理状況はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　市内の森林におきましては、本年、平成３０年度末までに森林所有者と森林組合等の林業事業体との共同で作成されまして、市が認定いたしております森林経営計画、５年間の計画でございますが、これに基づきまして、補助事業等を活用した整備が９カ所、約４１１ヘクタールで実施されております。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的といたしておるところでございます。また、福岡県の森林環境税を活用いたしました荒廃森林再生事業によりまして、平成２０年度から昨年、平成２９年度までに、杉、ヒノキの個人所有の約１７５４ヘクタールで間伐を実施しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　飯塚市森林整備計画書は、計画期間は平成３９年３月３１日までとされておりますが、各事業についての実施時期の具体的な時期については明示されていますか。森林管理法では、経営管理権集積計画の作成が求められておりますが、飯塚市でも作成することになりますか。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　飯塚市森林整備計画は、森林整備の基本的な考え方、森林の取り扱いルールを明確化したものでございますが、各事業の実施時期等については、具体的な明示はしておりません。人口林につきましては、主伐の時期に関する指標として、杉が５５年以上、ヒノキが５０年以上と定めておりますので、市内の森林におきまして伐採適齢期を迎えた人工林につきましては、木材市場の状況を勘案しながら、補助事業を活用した森林整備を推進していきたいと考えております。

次に、ご指摘の経営管理権集積計画につきましては、手入れが行き届いていない森林の所有者に意向調査を行うことが必要でありますことから、そのための準備といたしまして、まずは、林地台帳や森林簿等を活用いたしまして、意向調査を行う対象区域を設定し、地域の協力のもとに調査を行いまして、所有者が市に対し経営管理委託を希望された場合には、所有者との合意に基づき、経営管理権集積計画を作成することになるものと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　これから法律に沿って、いろいろ計画を立てていかれるんだろうと思いますけれど、市の保有している森林は面積の約５１％を占めておって、そのうちの地域森林計画対象民有林の面積のうちの約８千ヘクタールのうち人工林率は５９％となっておるという答弁でありますね。これはやはり植林された際には、これは市場に出すという計画で考えられてきておると思うんですよね。そして今回、市場に出すということで、経営管理権集積計画を作成して、経済活動にのっとってやっていこうとする国の法律だと思っております。そういうことから考えていきますと、森林経営管理法第２条第４項に、経営管理権の定義が示されていますけれど、その中に材木の販売について明示されております。また、経営管理権集積計画の作成では、経営管理権の始期及び存続期間、金銭の支払い時期等を定めることになっております。そこには、先ほどから言いますように、経済活動の一環として人工林を中心に植林された木を計画的な経済活動というか、事業として実施が求められていると思いますけれど、このことについてはどのように思われますか。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　経営管理権につきましては、立木の伐採、造林、保育とあわせまして、木材の販売までの権利を所有者から委託を受けた市町村が設定することとなります。ご指摘のとおり、この権利を設定した森林の経営管理につきましては、経営管理期間、そして販売収益の算定方法、支払時期等を明確にした森林経営管理法第４条の規定による市町村が策定いたします経営管理権集積計画に基づきます森林整備を推進することによりまして、整備された森林による素材生産、販売までを計画的に実施する内容であるというふうに認識いたしております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　整備された森林による素材生産、販売までを計画的に実施する内容と認識しておるということでありますけれど、この法の第３５条では、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合、経営管理実施権配分計画を定めるものとするというふうになっております。これは、法では第３６条民間事業者の選定等には、県が公募するとなっておりますけれど、市内にこれに該当する民間事業者がいらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　事業の再委託先となる林業経営者につきましては、ご指摘のとおり、法第３６条の規定によって、都道府県知事が募集、公募するとされております。現状ではその林業経営者の募集の要件等、具体的な条件が示されておりませんが、福岡県のデータによりますと、福岡県内では林業事業体として６３の団体が登録されており、そのうち飯塚市の指名業者等につきましては、６つの団体等が登録されております。具体的には、当該事業の再委託先の林業経営者としては、このような林業経営を行う一定規模の事業実施体となるものと想定をしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　では、森林経営管理制度による市町村の地域全体の期待される効果については、どのように説明されておりますか。またはその説明について、どのように思われるか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　法律の趣旨、制度設計といたしましては、先ほど来、ご指摘のあっております適切な経営管理がされずに放置されている、この森林を経済ベースで活用することによりまして、地域経済の活性化、あるいは所有者不明の森林についても整備が可能となりまして、健全な森林がふえることで防災などの公益的機能として土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与するとともに、森林所有者としては市町村に経営管理権を委託することで、所有の森林を長期に安心して任せられるといったことや、地域の意欲ある林業経営者にとりましては、多数の所有者との長期かつ一括した契約が可能となることで、経営規模や雇用の安定・拡大につながるなど、効果が大きく期待されているところでございます。本市におきましても、来年からの制度ではございますけれども、法の趣旨に従いまして、意向調査等々の準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　これは民間に委託するときは、県が公募するということで、該当する市内の業者は何者ぐらいいますかということでお尋ねしたら、６団体というご答弁でありましたけれど、この６団体と、この法律が制定されて、この動きに対して法律の内容の説明とか協議等を市は主体性を持ってやっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいまの現状につきましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、制度の再委託先の林業経営者の条件等がまだはっきりといたしておりません。その中で、先ほど申し上げました６団体については、現在、県の登録業者でございます。再委託先につきましては、現在、実際に意欲をもって林業されておる個人に対しても再委託が可能でございますので、そういった制度設計も含めて、今後、ご指摘のありました制度の説明等については取り組んでいきたいと思っておりますが、今、具体的にこの６団体に限って説明しているという状況ではございません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　森林に携わっている団体が６団体おって、その法が改正されてきているということについて、団体等は、この内容を知っているかどうか、そういうことは確認したほうがよろしいんじゃないですかね。それとともに、どっちにしろ市が伐採して出荷するわけにはいかんわけですよね。だから、そういう権利を市の公募した民間業者にお任せする、委託するというふうになってくるわけですよ。でも、やはりそこには市が仲介役をして、産業振興の観点、荒廃森林の整備といういろいろな森林の多面的な機能を維持管理するという面で、市が指導性を持っていかなくちゃいけないということが今度は法律の趣旨ですよ。であるならば、その法律の趣旨について、５月にできたばかりの法律で、役所のほうとしてはその内容を把握したところだとは思います。ですけれども、もう既に、私が言いたいのは六十何団体ある県下の団体の中で、もう経済闘争は始まったんだということなんですよ。例えば、この６団体がきちっと市内の森林に対して、取り組んでいただいて、それで業績がきちっと上がれば、市外の森林に対しても営業努力をすれば、仕事を確保できる可能性があるわけですよね。だから、ほかのところが先に仕事に取りかかるまでに、その前に仕事があるんだから、それに対する業界へのその指導性、思い、そういうことについては、どういうふうに思っておるのかということをお尋ねしたいんですよ。法律ができましたよと、法律もこれは明確に市町村が主体性を持ってやらなくちゃいけないと言っているんですよね。だから、今の答弁では来年の４月からですからということで、ちょっと余裕があるようなご答弁でありますけれど、少しそういう観点から取り組んでいただきたいなと思っておりますけどいかがですか。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘のとおり、法の趣旨といたしましても、林業の活性化というのが大きな一つのテーマになっておりますので、地域活性化のためにも、あらゆる機会を捉えまして、関係団体等々にも、もちろん市がイニシアチブを取りながら、進めていきたいとは思っております。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　これは自然環境の保全の観点からも、やはり期待される効果があると思いますので、積極的な取り組みをお願いして質問を終わりたいと思いますが、部長、ご答弁されておりますので、経過報告を適時していただきたいと思っておりますので、機会あるたびにお尋ねいたしますので、その節はよろしくお願いいたします。以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、９月１０日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時４１分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　城　丸　秀　髙

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

　　　２３番　　古　本　俊　克

　　　２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美